

令和6年度版

税 務 概 要



令和7年1月

杉 並 区

凡例

1. 本書は、原則として決算数値を使用しています。
それによらない場合は、基準日を明示しています。
2. 参考資料は、出典を記しています。
3. 数値の表示単位未満は、原則として四捨五入を行っています。
したがって、合計と内訳の計が一致しないことがあります。

目 次

1 私たちの暮らしと税金

(1) 税金とは	1
(2) 法律にもとづいて納める税金	1
(3) 税金の約束ごと	1
(4) 税金の分け方	1
(5) 税金の種類	2

2 特別区税について

(1) 個人の特別区民税	4
(2) 特別区たばこ税	4
(3) 軽自動車税	4
(4) 鋳産税	5
(5) 入湯税	5
(6) 都区の特例	5
(7) 特別区税のしくみ	6

3 主な地方税制改正のあらまし

(1) 令和4年度地方税制改正のあらまし	8
(2) 令和5年度地方税制改正のあらまし	9
(3) 令和6年度地方税制改正のあらまし	9

4 杉並区の概要

(1) 人口・世帯数	10
(2) 年齢別人口構成	10
(3) 年齢(3区分)別人口及び構成比の推移	11
(4) 一般会計款別歳入決算	12
(5) 一般会計款別歳出決算	13

5 税務機構

(1) 組織と事務分掌	14
(2) 職員構成	15

6 特別区税の決算状況

(1) 特別区税の年度別決算状況	16
(2) 特別区税税目別調定額の推移	18
(3) 特別区税収入額の構成	19

7 特別区民税

(1) 区民負担額の推移（現年度分決算調定額）	20
(2) 所得区分別の課税状況	21
(3) 課税標準段階別の納税義務者数・所得割額	22
(4) 徴収方法別の納税義務者数及び特別徴収義務者数	23
(5) 勤務地別特別区民税（特別徴収）納税義務者数及び調定額	24
(6) 譲渡所得等の分離課税現年度分調定額	24
(7) 退職所得の分離課税調定額	25
(8) ふるさと納税による調定額への影響（寄附金税額控除額）	25

8 軽自動車税

(1) 軽自動車税（環境性能割）調定（現年課税分）	26
(2) 軽自動車税（種別割）調定・収入（現年課税分）	26
(3) 車種別にみる軽自動車税（種別割）賦課台数の推移	27

9 特別区たばこ税

(1) 月別売渡本数	28
(2) 月別調定額	29
(3) 調定額の比較（現年度分）	30

10 課税最低限

(1) 所得税・住民税の課税最低限の推移（給与所得者）	31
(2) 住民税の課税最低限の内訳	31

11 減免状況

(1) 特別区民税・都民税	32
(2) 軽自動車税（種別割）	32

12 税証明書発行状況

(1) 税証明書発行件数部門別集計表	34
--------------------	----

13 収納関係

(1) 滞納整理を取り巻く背景	36
(2) 特別区民税の徴収及び滞納整理の取組	36
(3) 特別区民税収納率の推移	37
(4) 特別区民税収納実績調	38
(5) 特別区民税・都民税（普通徴収）口座振替者数の推移	40
(6) 収納方法別納付状況	40

14 差押及び公売等（特別区民税・都民税）

(1) 差押実績調	41
(2) インターネット公売調	41
(3) 搜索実績調	41
(4) 滞納整理状況	42

15 杉並区納付センター

(1) 杉並区納付センターの概要	44
(2) 収納金額・投資効果	45

16 特別区の状況

(1) 特別区徴収実績	46
(2) 特別区税負担額調（現年度分）	48
(3) 周辺区における特別区税徴収実績	50

1 私たちの暮らしと税金

(1) 税金とは

国や地方自治体の仕事は、私たちの日常生活にとって、さまざまなかわりをもっています。国は、外交や司法をはじめ、産業や経済など全国的見地から行う仕事を分担しています。一方、地方自治体は、私たちの地域社会に密着した教育、保健衛生、上下水道、警察・消防など福祉や生活環境を中心とした仕事を分担しています。

私たちは、こうした公共の仕事のために要する費用を税金という形で負担しあっています。税金とは、私たちの共同社会を維持していくための“会費”のようなものといえるのではないのでしょうか。

税金を納めることは、私たちの務めであるとともに、税金は私たちが選んだ代表による国会や議会で定める法律や条例によらなければならないこととされています。

(2) 法律にもとづいて納める税金

わが国の憲法は、第30条で「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」と規定するとともに、第84条で「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」と規定しています。つまり、私たちが納める税金は、私たちが選んだ代表による議会で定める法律や条例によってのみ課されるということを保障したものです。

(3) 税金の約束ごと

税に関する法律や条例では、次の5つの大切な要素（約束ごと）が決められています。

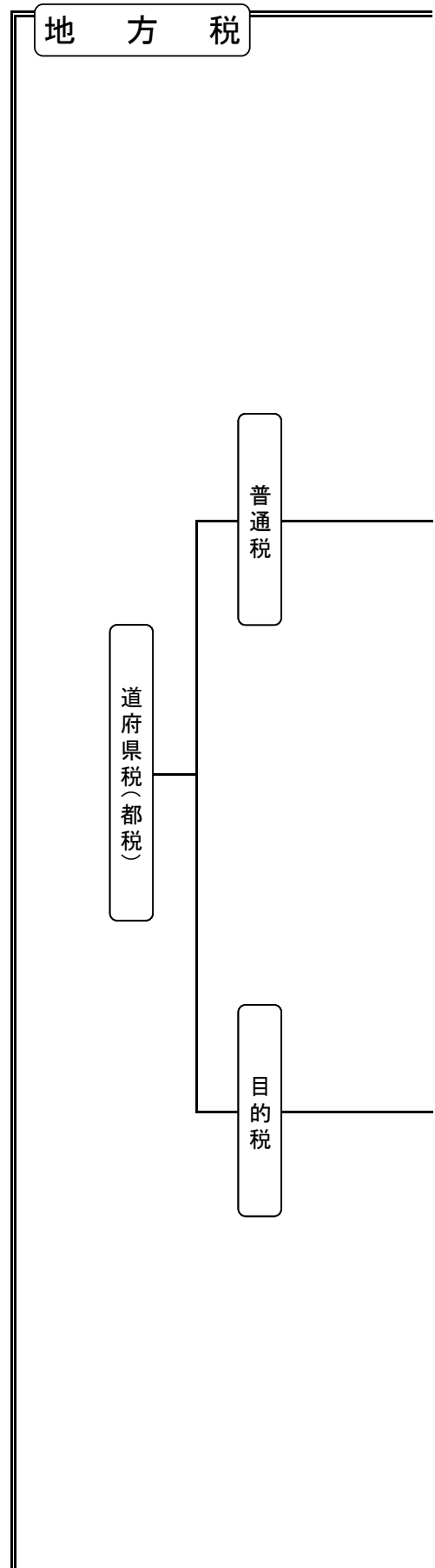
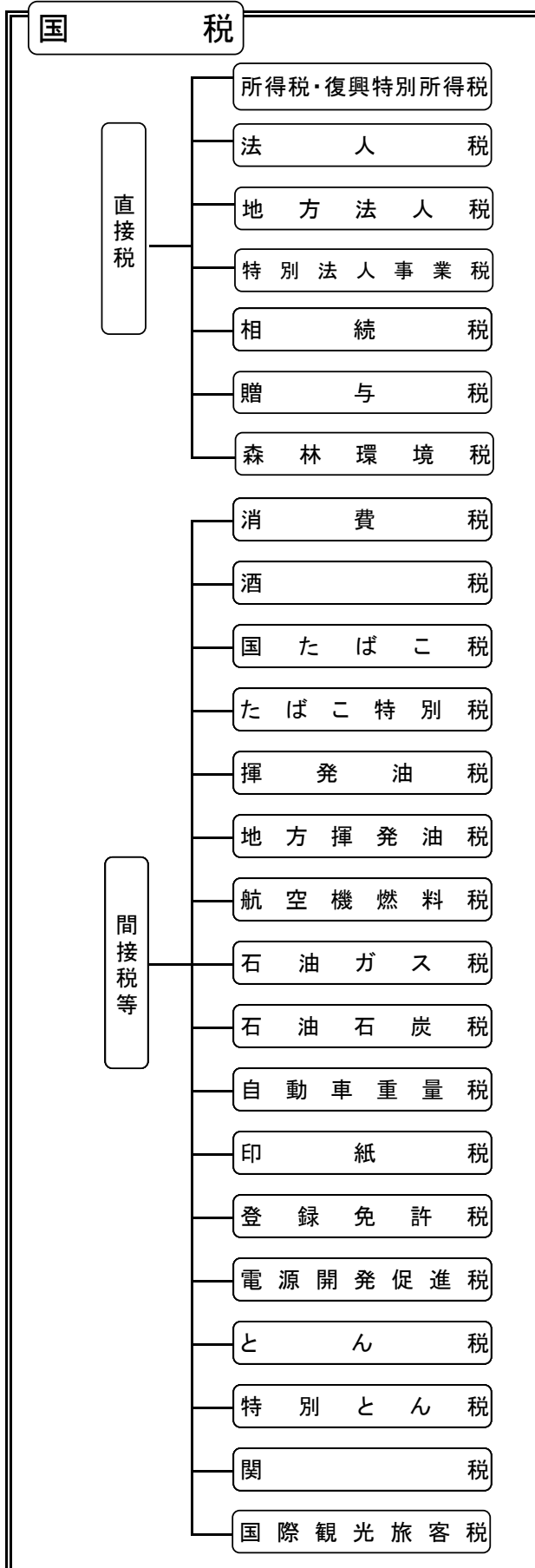
- ① 課税主体……誰が課税し、収入するのか。国の税金とするか、地方自治体の税金とするかは、《公共の仕事》との関係で重要です。
- ② 課税客体……どんな物、どんな行為に対して税金がかかるのか。これによって、いろいろな種類の税金がかかります。
- ③ 納税義務者……税金を支払う義務は、誰が負うのか。
- ④ 課税標準……課税客体を金額や量の形で数量化したもの。土地や家屋の価格など。
- ⑤ 税率……税額を算出するために課税標準額に乗ずる率。課税標準額×税率＝税額。

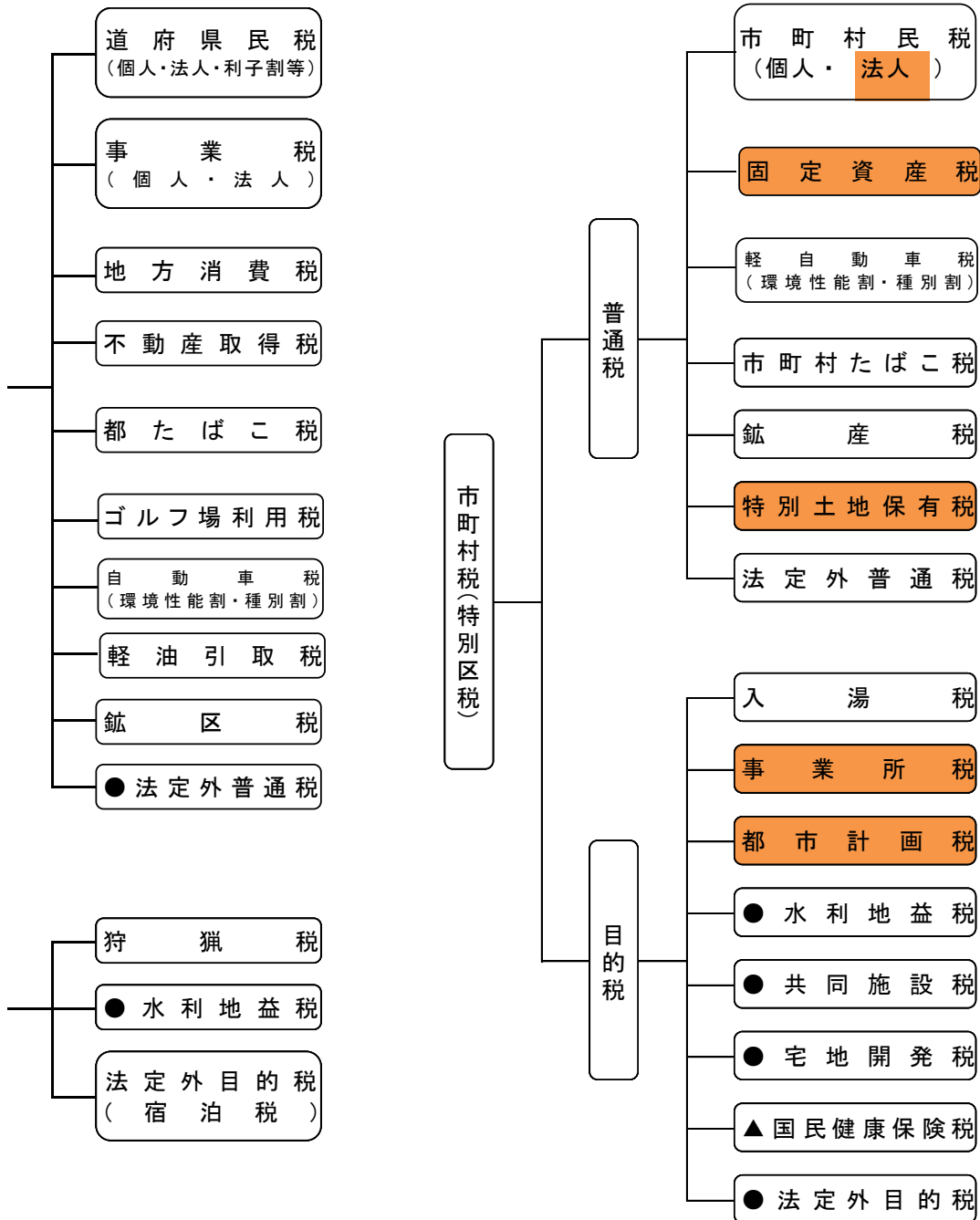
このほか、いつ、どのようにして納めるか。また、期限までに納められないときはどうするか、というようなことも決められています。

(4) 税金の分け方

- ① 国 税……国に納める税金
地方税……地方自治体に納める税金
道府県税（都税）と市町村税（特別区税）に分かれます。
- ② 直接税……税金を納める義務のある人が、その税金を実質的に負担する人と同一人である税金（所得税、住民税など）
間接税……税金を納める義務のある人が、その税金を実質的に負担する人と異なる税金（消費税、酒税、たばこ税など）
- ③ 普通税……一般的な財源にあてられる税金（所得税、住民税など）
目的税……特定の目的にのみあてられる税金（事業所税、都市計画税など）

(5) 税金の種類





※ 網掛け部分は、23区内では都税です。
※ 平成15年度以降の特別土地保有税については、新たな課税を停止しています。
※ ▲は、23区内では国民健康保険法による保険料として賦課徴収しています。
※ ●は、都内では課税していません。
※ 道府県税の中の宿泊税は、都が独自に課税する法定外目的税です。
※ 軽自動車税環境性能割は当分の間、都が賦課徴収します。

2 特別区税について

(1) 個人の特別区民税

個人の特別区民税は、区内に住所、事務所又は事業所等を有する個人に課される税であり、区が行う区民に身近な行政サービスに必要な経費を、区民に広く分担してもらうものです。

この税は、前年中の所得に応じて課税される「所得割」と、所得にかかわらず定額で課税される「均等割」とからなっています。

また、所得税が源泉徴収された退職所得については、他の所得とは区分して「分離課税」されます。所得割の課税標準は、所得金額とし、その計算方法は、所得税と同様に行い、前年中の所得を総所得金額、退職所得金額等に区分し、各種の所得控除を行って算出します。

納税は、給与所得者については、事業主から給料が支払われる際、特別徴収され、給与所得者以外の事業所得者等は、納税通知書によって普通徴収されます。分離課税される退職所得については、退職金等の支払時に一括して特別徴収されます。

その他、この税には前年中に所得のなかった者、生活保護法による生活扶助を受けている者等に対する非課税、減免等の措置が設けられています。

なお、この税は、都民税・森林環境税と合わせて課税・徴収されます。

(2) 特別区たばこ税

特別区たばこ税は、製造たばこの消費という行為に担税力を見出して課税する消費税であって、製造たばこの流通過程における最終卸し段階で課税することを基本的な課税方式としていることから、その税負担が小売定価に含められて最終消費者に転嫁することを予定された一種の間接消費税です。この税の課税対象となる製造たばこは、原則として、日本たばこ産業株式会社、特定販売業者（製造たばこの輸入業者）又は卸売販売業者が、区内に営業所を有する小売販売業者に売渡しをする製造たばこです。

この税は、従量税とされており、本数を課税標準とするものです。

納税は、日本たばこ産業株式会社、特定販売業者又は卸売販売業者が毎月分を翌月末までに申告納付することとされています。

また、この税は（内国）消費税であることと、二重課税を避ける必要があることなどの理由により輸出等の場合の免税制度及び売渡した製造たばこが返還された場合の返還控除制度が設けられています。

(3) 軽自動車税

①環境性能割

環境性能割は、三輪以上の軽自動車に対し、その主たる定置場所在の区市町村において、当該三輪以上の軽自動車の取得者に課されます。なお、賦課徴収の事務等は、当分の間、主たる定置場所在の都道府県において行います。

環境性能割は、自動車取得税の廃止とともに、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する税として導入されています。

②種別割

種別割は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）に対し、その主たる定置場所在の区市町村において、毎年4月1日現在の所有者に課されます。

種別割は、軽自動車等が道路を走行することにより損傷する道路の費用弁償という「道路損傷負担的性格」と、所有している不動産等に対して課される固定資産税のように、軽自動車等という特定の財産を所有していることに対して課する「財産税的性格」を併せ持っています。

(4) 鉱産税

鉱産税は、鉱物の掘採事業に対し、その掘採した鉱物の価格を課税標準として、作業場所在の区市町村において、その鉱業者に課されます。この場合において鉱物とは、鉱業法第3条に規定する鉱物をいい、掘採とは、原鉱を原始取得することをいいます。税率は、課税標準となる価格の一定率とされています。

鉱産税は、申告納付の方法により、その納期は、毎月10日から末日までの間において区市町村の条例で定められています。

なお、杉並区では課税対象がないため、鉱産税を課していません。

(5) 入湯税

入湯税は、鉱泉浴場における入湯行為に対して課される一種の消費税です。また、この税は鉱泉浴場所在の区市町村が、その収入を環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるために課する目的税です。納税は、浴場の経営者が特別徴収義務者となって申告納入する方法により行われます。

杉並区では、平成24年6月から対象施設が発生し課税を行っています。

(6) 都区の特例

23区内では、普通税である法人の市町村民税・固定資産税・特別土地保有税及び目的税である事業所税・都市計画税を東京都が課税しています。これは通常、市町村の仕事である消防、上下水道などを23区内では都が行っており、その費用に充てるため特別な措置がとられているからです。

そして、固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税、法人事業税交付対象額及び固定資産税減収補填特別交付金（令和3年度から令和8年度まで）の合算額のうち55.1%は、23区の財源に充てるため、東京都がそれぞれの区に配分しています。

(7) 特別区税のしくみ (令和6年度)

区分	納税義務者	課税客体	課税標準	賦課期日	納期又は納期限
特別区民税	<ul style="list-style-type: none"> 区内に住所を有する個人 区内に事務所、事業所又は家屋を有する個人で、当該区内に住所を有しない者 	個人の所得	<ul style="list-style-type: none"> 前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額、山林所得金額及び分離譲渡所得金額等 分離課税されるその年中の退職所得の金額 	当該年の1月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○普通徴収 <ul style="list-style-type: none"> 第1期 6月1日～30日 第2期 8月1日～31日 第3期 10月1日～31日 第4期 1月1日～31日 ○特別徴収 徴収月の翌月の10日まで ○申告納入 退職所得に係る分離課税分は徴収の日の属する月の翌月の10日まで
環境性能車税	三輪以上の軽自動車の取得者で、区内に主たる定置場を有する者	三輪以上の軽自動車の取得	三輪以上の軽自動車の通常の取得価額		原則、車両番号指定の時
軽自動車税種別割	<ul style="list-style-type: none"> 原動機付自転車 軽自動車 小型特殊自動車 二輪の小型自動車（側車付二輪自動車を含む。） の所有者で、区内に主たる定置場を有する者	<ul style="list-style-type: none"> 原動機付自転車 軽自動車 小型特殊自動車 二輪の小型自動車（側車付二輪自動車を含む。） 	<ul style="list-style-type: none"> 原動機付自転車 軽自動車 小型特殊自動車 二輪の小型自動車（側車付二輪自動車を含む。） の台数	4月1日	5月1日～31日
特別区たばこ税	<ul style="list-style-type: none"> 日本たばこ産業株式会社 特定販売業者 卸売販売業者 	小売販売業者に売り渡す製造たばこ	売り渡した製造たばこの本数		売り渡し月の翌月末日まで
入湯税	鉱泉浴場の入湯客	鉱泉浴場における入湯	入湯客数		入湯した月の翌月末日まで

※納期限が土曜日・休日にあたる場合は、その直後の平日となります。

区分	税 率 等				徴収方法			
特別区民税			特別区民税	都民税	普通徴収 又は 特別徴収			
	均等割		3,000円	1,000円				
	所得割		6%	4%				
<p>※令和6年度から森林環境税（国税・1,000円）が均等割に併せて賦課されます。 ※所得割の税率は、土地・建物・株式等の譲渡所得等の分離課税の税率としては適用されません。</p>								
環境性能車割税	本則0～3%（当分の間の措置として0～2%に軽減）				申告納付			
軽自動車税種別割	原動機付自転車		特定小型原動機付自転車	2,000円				
			総排気量50cc以下	2,000円				
			総排気量50cc超90cc以下	2,000円				
			総排気量90cc超125cc以下	2,400円				
			ミニカー	3,700円				
	小型特殊自動車	農耕作業用のもの		2,400円	その他	5,900円		
	二輪小型自動車	総排気量250cc超		6,000円				
	軽自動車		二輪（総排気量125cc超250cc以下）	3,600円				
				旧税率	本則税率	重課税率		
			三輪	3,100円	3,900円	4,600円		
			四輪	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
					自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		貨物用		営業用	3,000円	3,800円	4,500円	
				自家用	4,000円	5,000円	6,000円	
特別区たばこ税	区内の小売業者に売り渡した数量×税率 たばこ1,000本につき、6,552円				申告納付			
入湯税	入湯客1人1日について150円。ただし、年齢12歳未満の者や共同浴場、一般の公衆浴場及び施設の利用料が1,200円以下の場合を除く。				特別徴収			

3 主な地方税制改正のあらまし

(1) 令和4年度地方税制改正のあらまし

① 住宅借入金等特別税額控除の延長(令和5年度住民税から)

所得税の住宅ローン控除の適用者について、所得税から控除しきれなかった額を区民税から控除する適用期限が、令和7年までに居住の用に供したもので4年延長されました。また、借入限度額や控除率、控除期間、所得要件等について見直しがされました。

② 上場株式等に係る配当所得等・譲渡所得の課税方式の一致(令和6年度住民税から)

所得税において総合課税又は申告分離課税の適用を受けようとする旨の記載のある確定申告書が提出された場合に限り、住民税においてもこれらの課税方式を適用することとされました。また、上場株式等の譲渡損失の損益通算及び繰越控除について、所得税の確定申告書を提出し、これらの措置の適用を受ける場合に限り、住民税においても適用することとされました。

③ 給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書の見直し(令和5年1月1日以後に提出する申告書)

給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書について、退職手当等を有する一定の配偶者等の氏名を記載して申告することとされました。

(2) 令和5年度地方税制改正のあらまし

① 扶養親族等申告書の記載事項の簡素化（令和7年1月1日以後に提出する申告書）

給与所得者の扶養親族等申告書について、その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、その記載すべき事項の記載に代えて、その異動がない旨の記載によることができるとされました。

② 森林環境税の導入に伴うその賦課及び徴収方法の設定等（令和6年度住民税から）

森林環境税は、当該個人の区民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収することとするほか、所要の規定の整備を図ることとされました。

③ 肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例措置の適用期限の延長（令和6年度住民税から）

肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例について、適用期限を3年延長し、令和9年度までとされました。

④ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例措置の適用期限の延長（令和6年度住民税から）

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例について、適用期限を3年延長し、令和8年度までとされました。

⑤ 特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税の種別割の税率の設定（令和6年度軽自動車税種別割から）

特定小型原動機付自転車（一定の要件を満たす電動キックボード等）に係る軽自動車税の種別割の税率が2,000円とされました。

⑥ 軽自動車税の種別割の税率の特例措置の適用期限の延長（令和6～8年度軽自動車税種別割）

三輪以上の軽自動車税に係る軽自動車税の種別割の税率の特例について、適用期限を3年延長し、令和7年度までに初めて車両番号の指定を受けた電気軽自動車等に適用すること等とされました。

(3) 令和6年度地方税制改正のあらまし

① 定額減税の実施

令和6年度分及び令和7年度分の区民税について、特別税額控除の規定が設けられました。

4 杉並区の概要

(1) 人口・世帯数

(単位:人,%)

区分 年	日 本 人					
	男	女	計	前年比	世帯数	前年比
令和2年	266,197	289,345	555,542	100.7	310,166	101.1
令和3年	266,855	289,914	556,769	100.2	311,709	100.5
令和4年	265,725	288,775	554,500	99.6	311,398	99.9
令和5年	265,485	288,380	553,865	99.9	312,183	100.3
令和6年	265,669	287,996	553,665	100.0	313,671	100.5

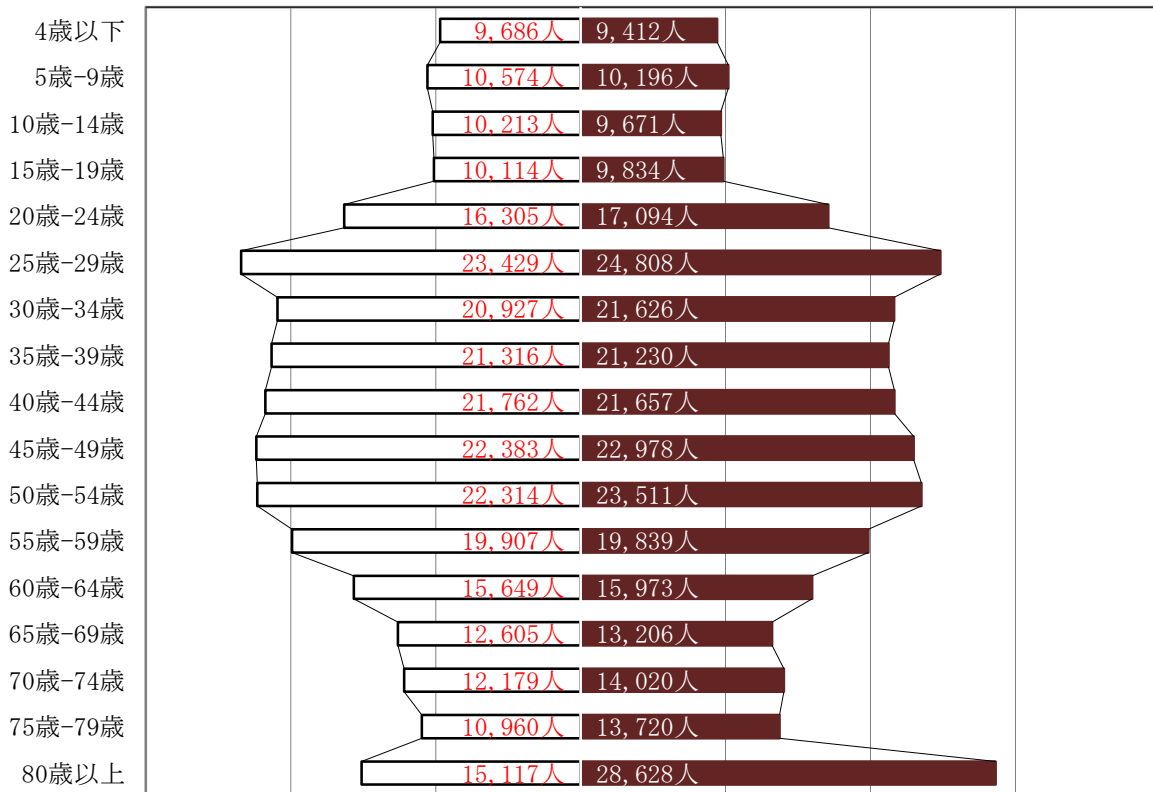
(単位:人,%)

区分 年	外 国 人					
	男	女	計	前年比	世帯数	前年比
令和2年	9,205	9,371	18,576	104.8	15,440	104.5
令和3年	8,319	8,416	16,735	90.1	12,698	82.2
令和4年	7,547	7,656	15,203	90.8	12,304	96.9
令和5年	8,575	8,346	16,921	111.3	13,770	111.9
令和6年	9,771	9,407	19,178	113.3	15,817	114.9

※各年1月1日現在の住民基本台帳登録者による。

(2) 年齢別人口構成

□男 ■女

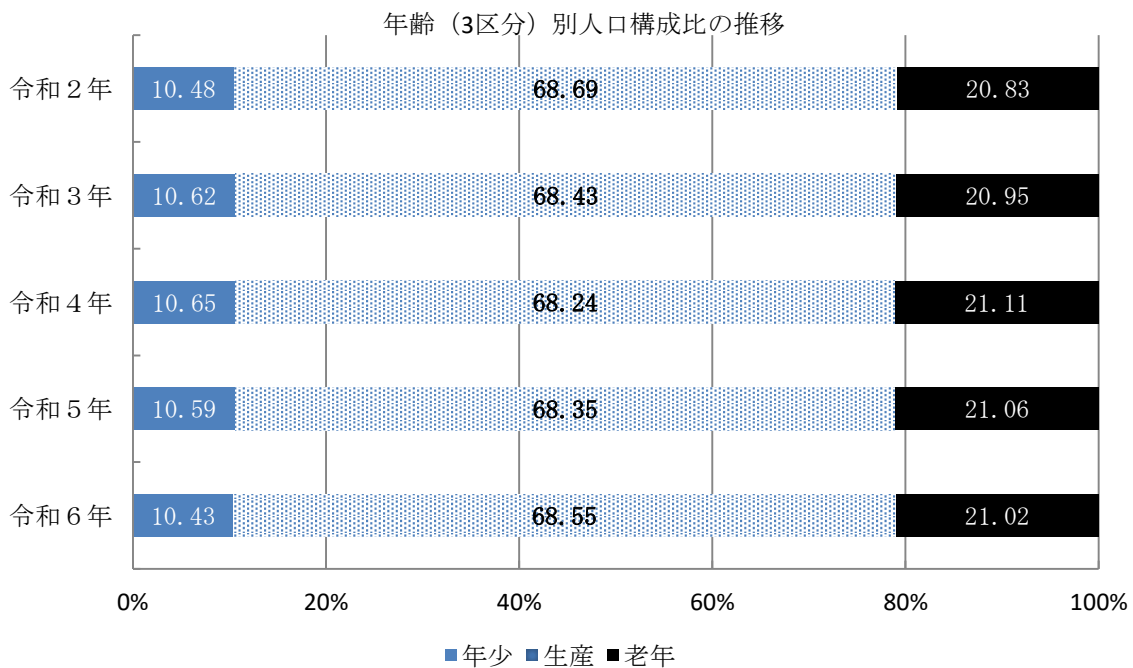


※令和6年1月1日現在の住民基本台帳登録者による。

(3) 年齢(3区分)別人口及び構成比の推移

(単位:人,%)

年	総数	年少人口 0~14歳		生産年齢人口 15~64歳		老年人口 65歳以上					
		人口	構成比	人口	構成比	65歳以上		うち70歳以上		うち75歳以上	
						人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
令和2年	574,118	60,158	10.48	394,384	68.69	119,576	20.83	92,854	16.17	63,988	11.15
令和3年	573,504	60,888	10.62	392,477	68.43	120,139	20.95	94,238	16.43	64,182	11.19
令和4年	569,703	60,693	10.65	388,747	68.24	120,263	21.11	94,596	16.60	64,470	11.32
令和5年	570,786	60,431	10.59	390,164	68.35	120,191	21.06	94,857	16.62	66,689	11.68
令和6年	572,843	59,752	10.43	392,656	68.55	120,435	21.02	94,624	16.52	68,425	11.94



※各年1月1日現在の住民基本台帳登録者による。

(4) 一般会計款別歳入決算

令和5年度

(単位:千円,%)

科 目	予算現額	調 定 額	収入済額		
			金 額	構成比	前年度比
1 特別区税	70,567,889	73,704,413	71,767,113	30.1	103.2
2 地方譲与税	771,000	795,341	795,341	0.3	100.8
3 利子割交付金	230,000	277,061	277,061	0.1	116.2
4 配当割交付金	1,230,000	1,473,320	1,473,320	0.6	116.2
5 株式等譲渡所得割交付金	1,190,000	1,580,880	1,580,880	0.7	162.6
6 地方消費税交付金	14,170,000	13,524,674	13,524,674	5.7	98.7
7 自動車税環境性能割交付金	210,000	217,608	217,608	0.1	109.9
8 地方特例交付金	312,000	308,207	308,207	0.1	90.4
9 特別区財政交付金	51,700,000	52,458,423	52,458,423	22.0	102.1
10 交通安全対策特別交付金	46,000	42,278	42,278	0.0	92.0
11 分担金及び負担金	2,677,258	2,793,762	2,767,726	1.2	95.7
12 使用料及び手数料	3,866,842	3,823,874	3,820,488	1.6	98.9
13 国庫支出金	37,048,044	37,546,992	37,546,992	15.8	79.7
14 都支出金	28,083,099	27,018,105	27,018,105	11.3	128.0
15 財産収入	553,336	644,946	644,593	0.3	125.8
16 寄附金	32,575	37,121	37,121	0.0	93.0
17 繰入金	5,583,271	5,390,487	5,390,487	2.3	136.7
18 繰越金	12,856,342	12,856,343	12,856,343	5.4	94.9
19 諸収入	2,714,780	4,076,522	2,707,801	1.1	113.5
20 特別区債	3,441,000	3,159,500	3,159,500	1.3	144.1
21 自動車取得税交付金	0	5,815	5,815	0.0	16,614.3
歳 入 合 計	237,283,436	241,735,672	238,399,876	100.0	101.0

資料：令和5年度杉並区各会計歳入歳出決算書

参考：令和6年度当初歳入予算

(単位:千円,%)

科 目	予算現額	構成比	前年度比
1 特別区税	69,252,609	31.1	99.3
2 地方譲与税	838,000	0.4	108.7
3 利子割交付金	250,000	0.1	108.7
4 配当割交付金	1,510,000	0.7	122.8
5 株式等譲渡所得割交付金	1,560,000	0.7	131.1
6 地方消費税交付金	13,800,000	6.2	97.4
7 自動車税環境性能割交付金	230,000	0.1	109.5
8 地方特例交付金	2,893,582	1.3	927.4
9 特別区財政交付金	52,550,000	23.6	105.7
10 交通安全対策特別交付金	40,000	0.0	87.0
11 分担金及び負担金	2,415,281	1.1	84.2
12 使用料及び手数料	3,808,780	1.7	98.5
13 国庫支出金	37,177,121	16.7	109.7
14 都支出金	21,372,220	9.6	117.4
15 財産収入	716,872	0.3	129.1
16 寄附金	31,743	0.0	97.4
17 繰入金	4,887,159	2.2	143.6
18 繰越金	2,500,000	1.1	100.0
19 諸収入	2,953,633	1.3	125.1
20 特別区債	4,105,000	1.8	75.8
歳 入 合 計	222,892,000	100.0	105.8

資料：令和6年度杉並区予算

(5) 一般会計款別歳出決算

令和5年度

(単位:千円, %)

科 目	予算現額	支 出 済 額			執行率
		金 額	構成比	前年度比	
1 議会費	775,367	742,700	0.3	100.9	95.8
2 総務費	16,201,437	15,830,375	7.0	67.9	97.7
3 生活経済費	9,793,654	7,902,642	3.5	111.6	80.7
4 保健福祉費	123,086,704	118,756,391	52.3	100.4	96.5
5 都市整備費	13,487,098	12,144,252	5.3	119.5	90.0
6 環境清掃費	7,857,297	7,439,582	3.3	103.3	94.7
7 教育費	26,664,187	25,632,342	11.3	155.0	96.1
8 職員費	36,611,096	35,854,910	15.8	96.5	97.9
9 公債費	2,733,500	2,732,843	1.2	100.4	100.0
10 諸支出金	2	0	-	-	0.0
11 予備費	73,094	0	-	-	0.0
歳 出 合 計	237,283,436	227,036,037	100.0	101.7	95.7

資料：令和5年度杉並区各会計歳入歳出決算書

参考：令和6年度当初歳出予算

(単位:千円, %)

科 目	予算現額	構成比	前年度比
1 議会費	815,907	0.4	102.1
2 総務費	8,286,548	3.7	124.6
3 生活経済費	8,496,203	3.8	119.1
4 保健福祉費	112,435,501	50.4	103.1
5 都市整備費	15,774,736	7.1	119.2
6 環境清掃費	7,873,874	3.5	102.9
7 教育費	24,806,748	11.1	98.1
8 職員費	40,959,671	18.4	108.4
9 公債費	3,142,810	1.4	114.7
10 諸支出金	2	0.0	100.0
11 予備費	300,000	0.1	100.0
歳 出 合 計	222,892,000	100.0	105.8

資料：令和6年度杉並区予算

5 税務機構

(1) 組織と事務分掌

課税課

税務管理係

- ① 区の税制及び税務統計に関すること。
- ② 税に係る連絡調整に関すること。
- ③ 軽自動車税、特別区たばこ税、鉱産税及び入湯税(以下「諸税」という。)の賦課及び収納に関すること。
- ④ 諸税に係る滞納金の徴収に関すること。
- ⑤ 諸税に係る滞納処分に関すること。
- ⑥ 諸税の証明に関すること。
- ⑦ 標識弁償金に関すること。
- ⑧ 自動車臨時運行の許可に関すること。
- ⑨ 課内他の係に属さないこと。

調整担当係長

- ① 税制に係る調査及び税務事務指導に関すること。
- ② 税務事務に係る電算処理についての連絡調整に関すること。

ふるさと納税担当係長

- ① ふるさと納税に関すること。

区民税係

- ① 特別区民税及び都民税並びに森林環境税(以下「特別区民税等」という。)の賦課に係る調整に関すること。
- ② 特別区民税等の賦課に関すること(他の係に属するものを除く。)
- ③ 特別区民税等の証明に関すること(他の係に属するものを除く。)
- ④ 特別区民税等に係る特別徴収義務者の管理に関すること。
- ⑤ 特別区民税等の特別徴収の異動処理に関すること。
- ⑥ 公的年金からの特別徴収による特別区民税等の徴収に関すること。
- ⑦ 特別区民税等に係る電算処理についての運用等に関すること。

区民税第一・区民税第二担当係長

- ① 特別区民税等の賦課に関すること。
- ② 特別区民税等の証明に関すること。
- ③ 特別区民税等に係る特別徴収義務者の管理に関すること。
- ④ 特別区民税等の特別徴収の異動処理に関すること。
- ⑤ 公的年金からの特別徴収による特別区民税等の徴収に関すること。

納税課

管理係

- ① 特別区民税等の徴収に係る収納金の管理に関すること。
- ② 過誤納金の還付に関すること。
- ③ 口座振替による特別区民税等の納付に関すること。
- ④ 都民税及び森林環境税の払込みに関すること。
- ⑤ 課内他の係に属さないこと。

納税係

- ① 特別区民税等の普通徴収の収納及び滞納整理に関すること(他の係に属するものを除く。)
- ② 特別区民税等の普通徴収に係る計画、調整及び調査研究に関すること。
- ③ 督促に関すること。
- ④ 税に係る徴収の嘱託及び受託に関すること。
- ⑤ 納付センターの運営に関すること(他の部、課に属するものを除く。)
- ⑥ 納付センターに係る他課との調整に関すること。

調整担当係長

- ① 特別区民税等の滞納整理におけるデジタル技術の活用に係る企画及び調整に関すること。
- ② 収納管理システム等の改修等に係る調整に関すること。
- ③ 滞納整理システムの維持管理に関すること。
- ④ 収納対策に関すること(他の部、課に属するものは除く。)

納税第一・納税第二・納税第三担当係長

- ① 特別区民税等の普通徴収の収納及び滞納整理に関すること。

納税第四担当係長

- ① 高額滞納金に係る特別区民税等の普通徴収の収納及び滞納整理に関すること。

公売・調整担当係長

- ① 特別区民税等の滞納処分に係る公売、換価及び配当に関すること。
 ② 国民健康保険に係る徴収金との重複滞納分の調整に関すること。

特別徴収納税係

- ① 特別区民税等の特別徴収の収納及び滞納整理に関すること。

(2) 職員構成

(単位:人)

課・係名		男	女	計
課 税 課	税務管理係	2	5	7
	調整担当係長	2	0	2
	ふるさと納税担当係長	1	2	3
	区民税係	12	9	21
	区民税第一担当係長	5	13	18
	区民税第二担当係長	6	10	16
	合 計	28	39	67
納 税 課	管理係	6	6	12
	納税係	1	5	6
	調整担当係長	1	0	1
	納税第一担当係長	1	5	6
	納税第二担当係長	0	6	6
	納税第三担当係長	2	3	5
	納税第四担当係長	4	1	5
	公売・調整担当係長	1	0	1
	特別徴収納税係	2	5	7
	合 計	18	31	49

※課税課長は税務管理係、納税課長は管理係に含む。

※課税課税務管理係には、地方税共同機構派遣職員1名分を含む。

※令和6年4月1日現在の職員配置による。

6 特別区税の決算状況

(1) 特別区税の年度別決算状況

(単位:千円, %)

税 目	区 分	令和2年度						
		予 算 額	調定額		収入額		収 入 合 歩	対 予 算 増 減 額
			税 額	前年比	税 額	前年比		
特別区民税		65,003,860	66,581,170	100.8	64,515,371	101.0	96.9	△ 488,489
	現年課税分	64,354,376	64,626,797	101.1	63,832,297	101.2	98.8	△ 522,079
	普通徴収	64,127,492	16,983,768	97.3	16,294,129	97.2	95.9	△ 571,803
	特別徴収		47,336,047	102.7	47,261,560	102.6	99.8	
	過年度分	226,884	306,982	85.8	276,608	94.9	90.1	49,724
	滞納繰越分	649,484	1,954,373	91.7	683,074	89.5	35.0	33,590
軽自動車税		186,348	223,367	105.7	199,839	107.3	89.5	13,491
	環境性能割	0	13,101	286.9	13,101	286.9	100.0	13,101
	種別割	186,348	210,266	101.7	186,738	102.8	88.8	390
	現年課税分	183,689	187,689	101.7	182,391	102.4	97.2	△ 1,298
	滞納繰越分	2,659	22,577	101.3	4,347	122.6	19.3	1,688
特別区たばこ税		2,562,107	2,785,190	103.6	2,785,190	103.6	100.0	223,083
	現年課税分	2,562,107	2,785,190	103.6	2,785,190	103.6	100.0	223,083
	滞納繰越分	0	0	—	0	—	—	0
入 湯 税		21,244	10,796	54.9	10,796	54.9	100.0	△ 10,448
合 計		67,773,559	69,600,523	100.9	67,511,196	101.1	97.0	△ 262,363

(単位:千円, %)

税 目	区 分	令和3年度						
		予 算 額	調定額		収入額		収 入 合 歩	対 予 算 増 減 額
			税 額	前年比	税 額	前年比		
特別区民税		64,021,481	66,109,865	99.3	64,216,302	99.5	97.1	194,821
	現年課税分	63,442,775	64,264,513	99.4	63,617,781	99.7	99.0	175,006
	普通徴収	63,160,864	16,759,600	98.7	16,203,889	99.4	96.7	132,375
	特別徴収		47,120,443	99.5	47,089,350	99.6	99.9	
	過年度分	281,911	384,470	125.2	324,542	117.3	84.4	42,631
	滞納繰越分	578,706	1,845,352	94.4	598,521	87.6	32.4	19,815
軽自動車税		192,235	227,275	101.7	204,904	102.5	90.2	12,669
	環境性能割	12,936	13,823	105.5	13,823	105.5	100.0	887
	種別割	179,299	213,452	101.5	191,081	102.3	89.5	11,782
	現年課税分	176,929	192,483	102.6	187,385	102.7	97.4	10,456
	滞納繰越分	2,370	20,969	92.9	3,696	85.0	17.6	1,326
特別区たばこ税		2,870,209	2,973,244	106.8	2,973,220	106.8	100.0	103,011
	現年課税分	2,870,209	2,973,244	106.8	2,973,220	106.8	100.0	103,011
	滞納繰越分	0	0	—	0	—	—	0
入 湯 税		12,373	17,671	163.7	17,671	163.7	100.0	5,298
合 計		67,096,298	69,328,055	99.6	67,412,097	99.9	97.2	315,799

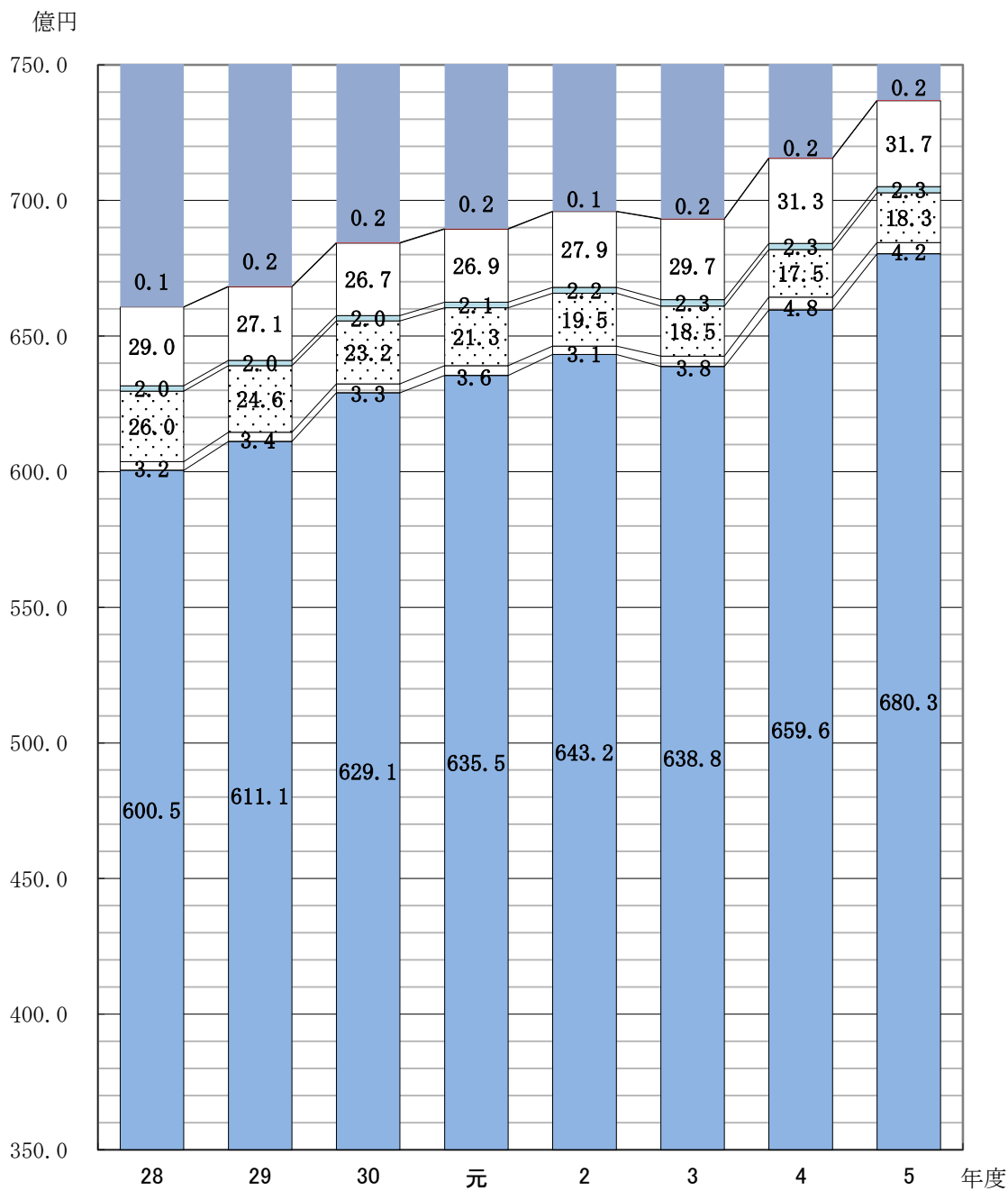
(単位:千円, %)

税 目	区 分	令和4年度						
		予 算 額	調定額		収入額		収 入 歩 合	対 予 算 増 減 額
			税 額	前年比	税 額	前年比		
特別区民税		66,000,009	68,186,882	103.1	66,214,291	103.1	97.1	214,282
	現年課税分	65,403,508	66,437,760	103.4	65,623,389	103.2	98.8	219,881
	普通徴収	65,095,230	18,269,039	109.0	17,592,780	108.6	96.3	146,974
	特別徴収		47,689,225	101.2	47,649,424	101.2	99.9	
	過年度分	308,278	479,496	124.7	381,185	117.5	79.5	72,907
	滞納繰越分	596,501	1,749,122	94.8	590,902	98.7	33.8	△ 5,599
軽自動車税		206,920	233,954	102.9	213,074	104.0	91.1	6,154
	環境性能割	16,632	16,693	120.8	16,693	120.8	100.0	61
	種別割	190,288	217,261	101.8	196,381	102.8	90.4	6,093
	現年課税分	187,853	198,570	103.2	193,386	103.2	97.4	5,533
	滞納繰越分	2,435	18,691	89.1	2,995	81.0	16.0	560
特別区たばこ税		3,051,724	3,125,503	105.1	3,125,479	105.1	100.0	73,755
	現年課税分	3,051,724	3,125,479	105.1	3,125,479	105.1	100.0	73,755
	滞納繰越分	0	24	—	0	—	0.0	0
入 湯 税		17,801	19,993	113.1	19,993	113.1	100.0	2,192
合 計		69,276,454	71,566,332	103.2	69,572,837	103.2	97.2	296,383

(単位:千円, %)

税 目	区 分	令和5年度						
		予 算 額	調定額		収入額		収 入 歩 合	対 予 算 増 減 額
			税 額	前年比	税 額	前年比		
特別区民税		67,259,050	70,282,227	103.1	68,363,846	103.2	97.3	1,104,796
	現年課税分	66,692,159	68,450,902	103.0	67,722,567	103.2	98.9	1,030,408
	普通徴収	66,368,931	18,607,675	101.9	17,979,042	102.2	96.6	973,848
	特別徴収		49,417,974	103.6	49,363,737	103.6	99.9	
	過年度分	323,228	425,253	88.7	379,788	99.6	89.3	56,560
	滞納繰越分	566,891	1,831,325	104.7	641,279	108.5	35.0	74,388
軽自動車税		217,896	234,684	100.3	215,789	101.3	91.9	△ 2,107
	環境性能割	18,843	15,427	92.4	15,427	92.4	100.0	△ 3,416
	種別割	199,053	219,257	100.9	200,362	102.0	91.4	1,309
	現年課税分	196,389	202,088	101.8	197,210	102.0	97.6	821
	滞納繰越分	2,664	17,169	91.9	3,152	105.2	18.4	488
特別区たばこ税		3,071,000	3,166,905	101.3	3,166,881	101.3	100.0	95,881
	現年課税分	3,071,000	3,166,881	101.3	3,166,881	101.3	100.0	95,881
	滞納繰越分	0	24	100.0	0	—	0.0	0
入 湯 税		19,943	20,597	103.0	20,597	103.0	100.0	654
合 計		70,567,889	73,704,413	103.0	71,767,113	103.2	97.4	1,199,224

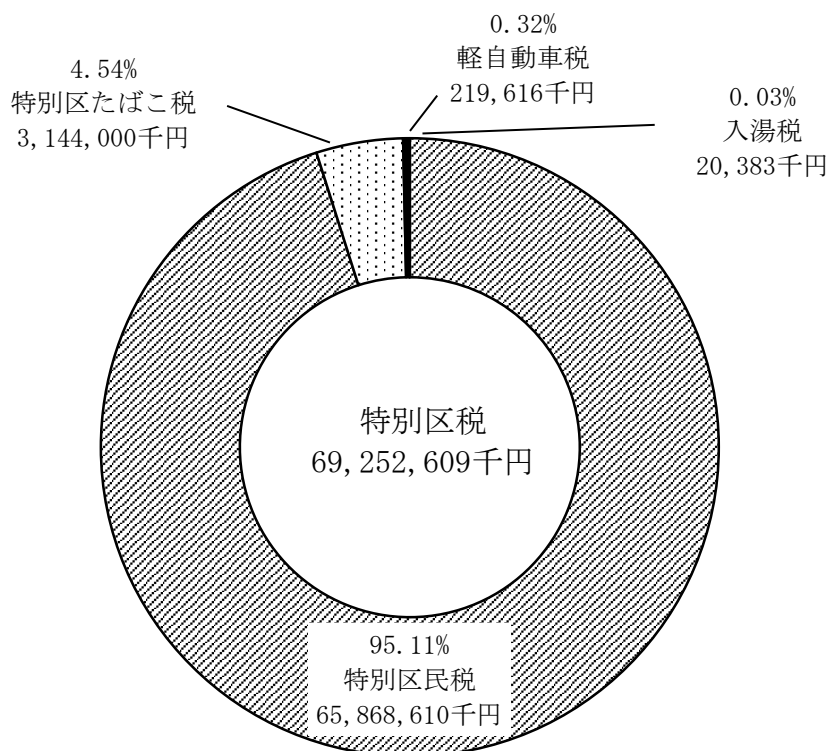
(2) 特別区税税目別調定額の推移



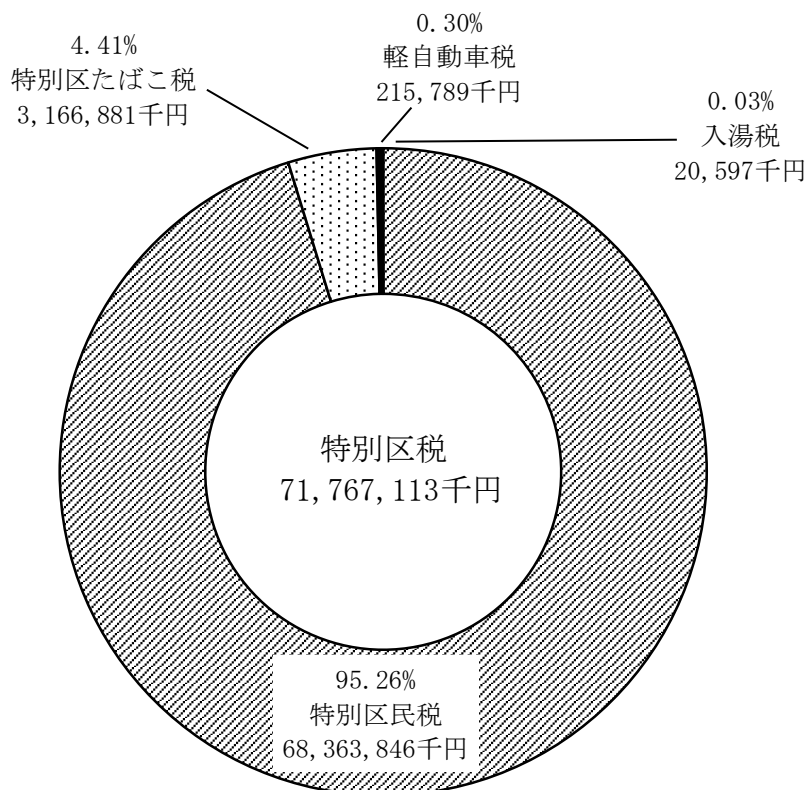
- 特別区民税・現年度分
- 特別区民税・過年度分
- 特別区民税・滞納繰越分
- 軽自動車税
- 特別区たばこ税
- 入湯税

(3) 特別区税収入額の構成

① 令和6年度当初予算額

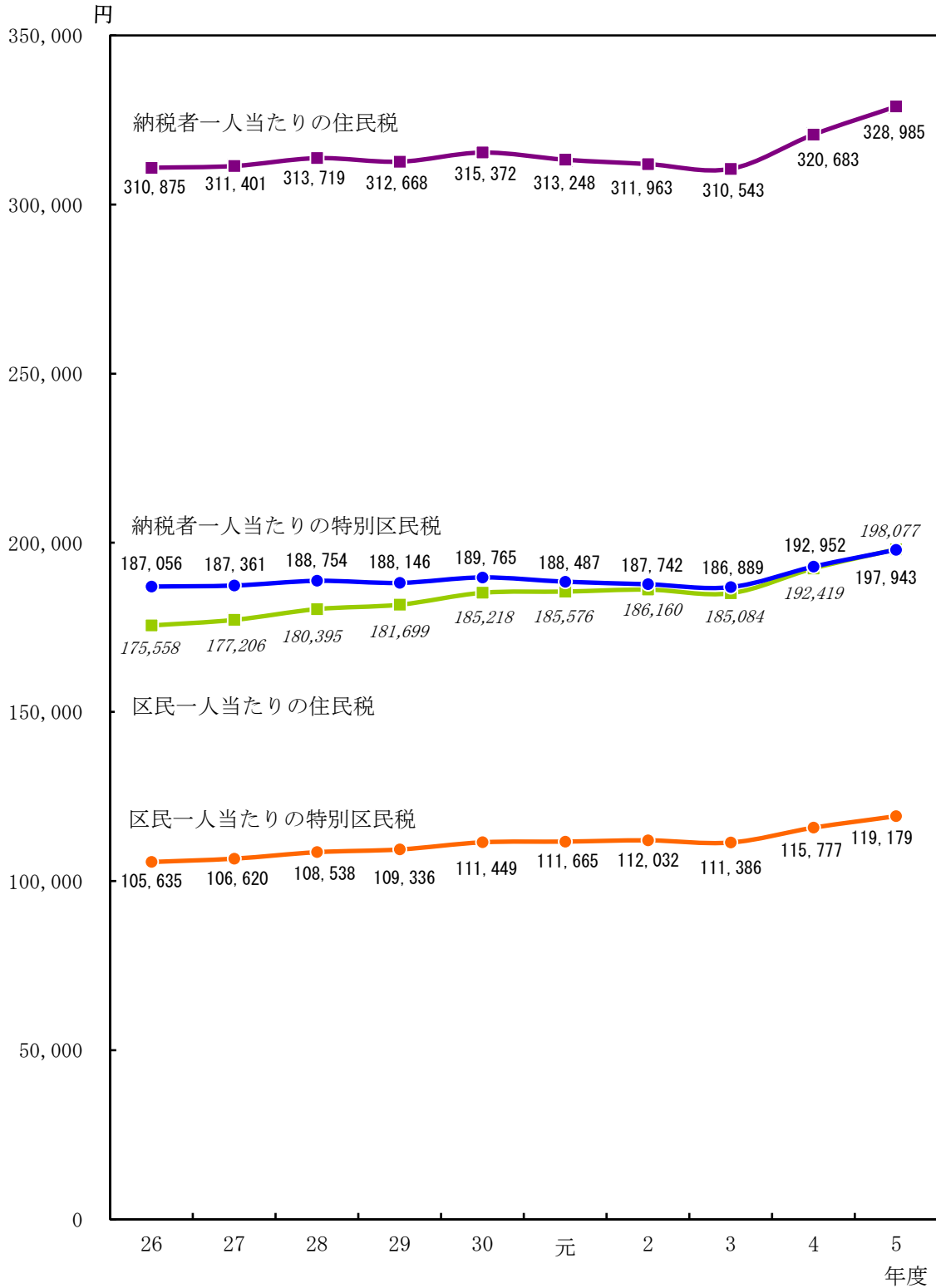


② 令和5年度決算額



7 特別区民税

(1) 区民負担額の推移（現年度分決算調定額）



(2) 所得区分別の課税状況

① 所得区分別の所得割納税義務者数 (単位:人,%)

所得区分	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	人員	構成比	前年比	人員	構成比	前年比	人員	構成比	前年比
給与所得者	268,140	82.0	100.0	270,754	82.3	101.0	267,720	83.2	98.9
営業等所得者	15,925	4.9	102.1	15,356	4.7	96.4	14,718	4.6	95.8
農業所得者	0	0.0	-	0	0.0	-	1	0.0	-
その他所得者	42,702	13.1	100.7	42,636	13.0	99.8	39,118	12.2	91.7
合計	326,767	100.0	100.2	328,746	100.0	100.6	321,557	100.0	97.8

資料：課税状況調（各年度7月1日現在）

※表中令和6年度の数値は、定額減税後のものである。

② 所得区分別の所得金額・所得割額 (単位:千円,%)

所得区分	区分	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比
給与所得者	所得金額	1,223,671,810	102.1	1,273,752,870	104.1	1,298,204,153	101.9
	所得割額	48,403,688	101.1	50,391,023	104.1	49,194,141	97.6
営業等所得者	所得金額	84,813,393	122.5	76,689,284	90.4	77,380,963	100.9
	所得割額	3,702,989	128.0	3,221,059	87.0	3,184,115	98.9
農業所得者	所得金額	0	-	0	-	3,875	-
	所得割額	0	-	0	-	114	-
その他所得者	所得金額	137,540,101	102.1	133,901,816	97.4	131,568,800	98.3
	所得割額	5,265,778	103.2	5,038,661	95.7	4,812,521	95.5
分離課税をした者	所得金額	191,680,823	122.4	211,220,022	110.2	281,235,405	133.1
	所得割額	6,542,166	119.5	7,220,045	110.4	9,310,581	129.0
合計	所得金額	1,637,706,127	105.0	1,695,563,992	103.5	1,788,393,196	105.5
	所得割額	63,914,621	104.2	65,870,788	103.1	66,501,472	101.0

資料：課税状況調（各年度7月1日現在）

※表中令和6年度の数値は、定額減税後のものである。

(3) 課税標準段階別の納税義務者数・所得割額

(単位:人, %, 千円)

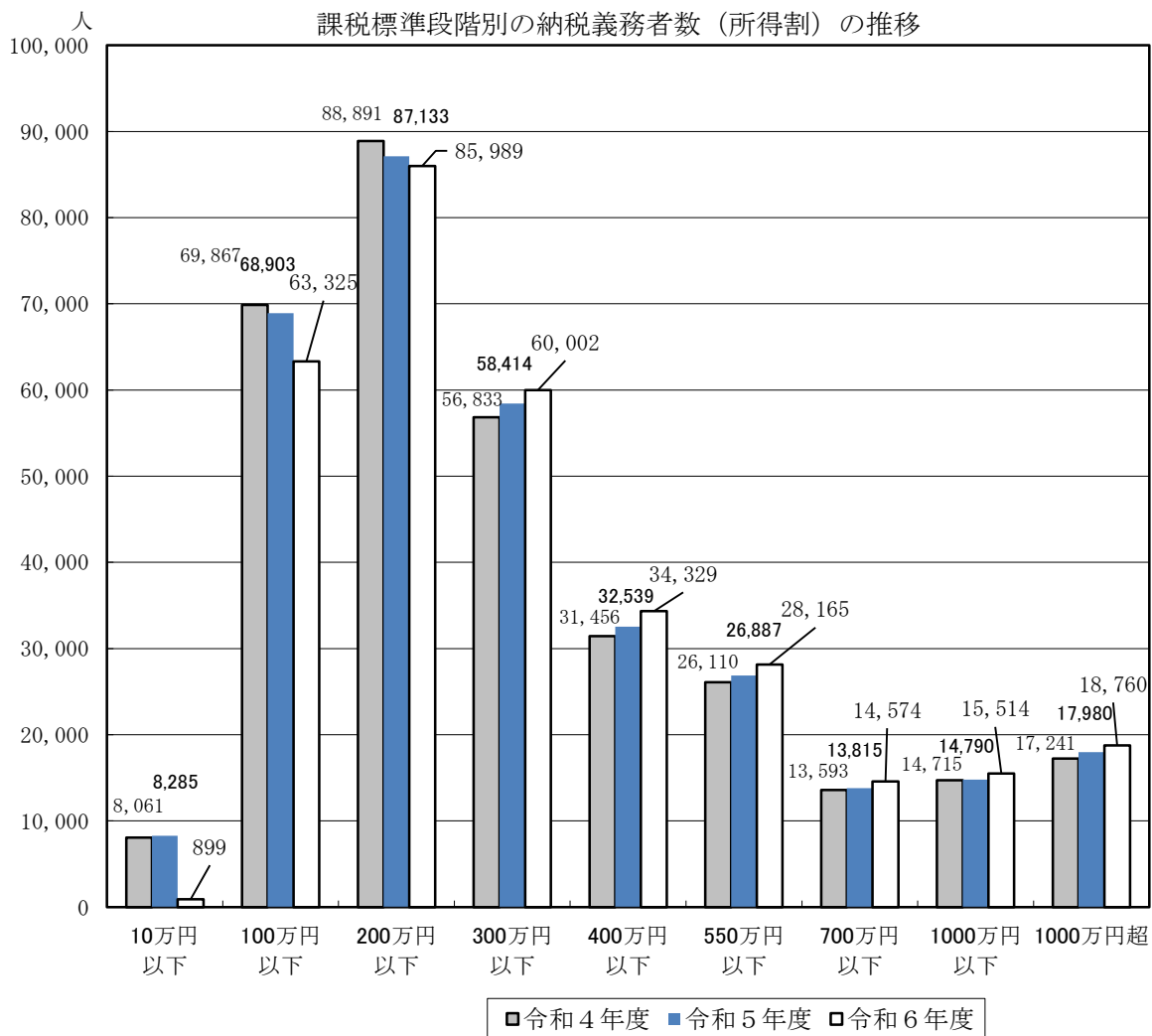
年度	区分 課税標準額	納税義務者		総所得金額等			所得割額		
		人 員	構成比	所得金額	構成比	一人当たり	税 額	構成比	一人当たり
令和4年度	10万円以下	8,061	2.5	24,304,930	1.5	3,015	531,550	0.8	66
	100万円〃	69,867	21.4	111,821,601	6.8	1,600	2,543,693	4.0	36
	200万円〃	88,891	27.2	230,159,409	14.1	2,589	7,560,351	11.8	85
	300万円〃	56,833	17.4	219,489,304	13.4	3,862	7,971,569	12.5	140
	400万円〃	31,456	9.6	161,942,484	9.9	5,148	6,168,542	9.7	196
	550万円〃	26,110	8.0	175,089,432	10.7	6,706	6,939,787	10.9	266
	700万円〃	13,593	4.2	115,355,600	7.0	8,486	4,742,311	7.4	349
	1,000万円〃	14,715	4.5	162,493,776	9.9	11,043	6,981,222	10.9	474
	1,000万円超	17,241	5.3	437,049,591	26.7	25,349	20,475,596	32.0	1,188
	合 計	326,767	100.0	1,637,706,127	100.0	5,012	63,914,621	100.0	196
令和5年度	10万円以下	8,285	2.5	27,093,632	1.6	3,270	597,898	0.9	72
	100万円〃	68,903	21.0	108,934,576	6.4	1,581	2,454,605	3.7	36
	200万円〃	87,133	26.5	227,814,155	13.4	2,615	7,451,703	11.3	86
	300万円〃	58,414	17.8	225,375,460	13.3	3,858	8,149,442	12.4	140
	400万円〃	32,539	9.9	168,744,101	10.0	5,186	6,382,323	9.7	196
	550万円〃	26,887	8.2	181,606,393	10.7	6,754	7,122,081	10.8	265
	700万円〃	13,815	4.2	119,952,754	7.1	8,683	4,856,392	7.4	352
	1,000万円〃	14,790	4.5	164,478,806	9.7	11,121	6,971,618	10.6	471
	1,000万円超	17,980	5.5	471,564,115	27.8	26,227	21,884,726	33.2	1,217
	合 計	328,746	100.0	1,695,563,992	100.0	5,158	65,870,788	100.0	200
令和6年度	10万円以下	899	0.3	28,184,251	1.6	31,351	775,052	1.2	862
	100万円〃	63,325	19.7	107,587,457	6.0	1,699	2,105,470	3.2	33
	200万円〃	85,989	26.7	227,074,584	12.7	2,641	6,766,435	10.2	79
	300万円〃	60,002	18.7	232,924,774	13.0	3,882	7,924,961	11.9	132
	400万円〃	34,329	10.7	180,565,763	10.1	5,260	6,470,707	9.7	188
	550万円〃	28,165	8.8	193,369,459	10.8	6,866	7,209,567	10.8	256
	700万円〃	14,574	4.5	128,110,537	7.2	8,790	4,963,366	7.5	341
	1,000万円〃	15,514	4.8	172,342,251	9.6	11,109	7,063,997	10.6	455
	1,000万円超	18,760	5.8	518,234,120	29.0	27,624	23,221,917	34.9	1,238
	合 計	321,557	100.0	1,788,393,196	100.0	5,562	66,501,472	100.0	207

資料：課税状況調（各年度7月1日現在）

※ 課税標準額の段階は、総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額に係る課税標準額の合計額によって区分。

※ 総所得金額等及び所得割額は、分離課税分を含む。

※ 表中令和6年度の数値は、定額減税後のものである。



※表中令和6年度の数値は、定額減税後のものである。

(4) 徴収方法別の納税義務者数及び特別徴収義務者数

(単位:人,%)

区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度			
	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比				
納税義務者数	普通徴収	均等割のみの者	7,380	97.5	7,487	101.4	7,689	102.7	7,751	100.8	7,797	100.6
	均等割と所得割の者	87,231	100.0	87,459	100.3	87,330	99.9	87,460	100.1	87,475	100.0	
	計	94,611	99.8	94,946	100.4	95,019	100.1	95,211	100.2	95,272	100.1	
特別徴収	特別徴収	均等割のみの者	4,787	103.3	4,996	104.4	5,193	103.9	5,151	99.2	5,032	97.7
	均等割と所得割の者	237,770	102.4	242,655	102.1	241,596	99.6	241,476	100.0	243,358	100.8	
	計	242,557	102.4	247,651	102.1	246,789	99.7	246,627	99.9	248,390	100.7	
合計	337,168	101.7	342,597	101.6	341,808	99.8	341,838	100.0	343,662	100.5		
特別徴収義務者数	60,042	101.4	60,856	101.4	61,189	100.5	61,678	100.8	62,115	100.7		

※各年度の特別徴収義務者数は、当初賦課現在による。

(5) 勤務地別特別区民税（特別徴収）納税義務者数及び調定額

(単位:人,円)

区名	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	納税義務者数	調定額	納税義務者数	調定額	納税義務者数	調定額
千代田区	38,677	10,234,043,400	39,203	10,779,975,100	40,064	10,886,158,500
中央区	15,020	3,491,238,500	14,472	3,447,546,600	14,357	3,377,937,700
港区	28,088	6,754,354,600	28,596	7,172,898,200	29,822	7,333,342,700
新宿区	23,858	4,548,067,900	23,283	4,529,694,700	24,233	4,519,336,400
文京区	3,641	778,693,100	3,562	775,395,500	3,702	779,084,500
台東区	2,627	424,347,600	2,576	433,845,500	2,613	422,145,300
墨田区	1,117	200,965,500	1,074	195,757,200	1,091	191,173,200
江東区	4,675	945,596,700	4,611	964,304,900	4,670	943,355,400
品川区	5,976	1,162,183,700	5,965	1,197,557,500	6,167	1,228,547,600
目黒区	2,428	384,213,400	2,507	401,264,600	2,542	397,927,000
大田区	2,543	412,925,700	2,279	356,087,400	2,218	349,369,400
世田谷区	4,983	729,087,900	5,036	759,730,900	5,041	730,578,900
渋谷区	18,491	3,390,233,100	18,727	3,467,368,800	18,788	3,392,253,400
中野区	5,777	942,300,900	5,790	986,861,400	5,872	950,877,500
杉並区	25,053	3,904,615,000	25,221	3,992,507,600	25,491	3,938,458,500
豊島区	3,199	464,473,800	3,202	485,501,900	3,171	473,848,300
北区	1,287	186,077,700	757	155,692,600	773	149,985,200
荒川区	304	46,013,300	297	47,320,100	287	44,036,700
板橋区	1,193	228,525,100	1,178	238,296,500	1,198	237,942,400
練馬区	1,936	327,802,800	1,905	355,127,600	1,959	352,806,600
足立区	457	85,091,600	454	81,700,800	446	72,979,000
葛飾区	286	58,917,700	266	57,817,900	277	56,756,000
江戸川区	554	85,784,000	552	87,353,100	530	75,257,800
23区以外	37,504	7,247,528,100	38,573	7,552,941,400	39,299	7,336,705,000
合計	229,674	47,033,081,100	230,086	48,522,547,800	234,611	48,240,863,000

※各年度当初賦課現在による。

※表中令和6年度の数值は、定額減税後のものである。

(6) 譲渡所得等の分離課税現年度分調定額

(単位:千円,%)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
長期譲渡所得	調定額	1,802,194	1,632,489	1,843,914	2,261,209	2,952,326
	前年比	92.6	90.6	113.0	122.6	130.6
短期譲渡所得	調定額	31,247	31,255	49,388	28,985	74,097
	前年比	68.7	100.0	158.0	58.7	255.6
株式等に係る 譲渡所得等	調定額	1,043,778	1,093,969	1,493,660	1,549,438	2,288,349
	前年比	76.0	104.8	136.5	103.7	147.7
商品先物取引に係る 雑所得等	調定額	14,894	29,116	33,409	95,383	86,113
	前年比	80.2	195.5	114.7	285.5	90.3
上場株式等に係る 配当所得等	調定額	108,974	73,969	111,904	91,053	164,637
	前年比	118.8	67.9	151.3	81.4	180.8
合計	調定額	3,001,087	2,860,798	3,532,275	4,026,068	5,565,522
	前年比	86.4	95.3	123.5	114.0	138.2

※令和6年度は、12月末時点による。

(7) 退職所得の分離課税調定額

(単位:千円,人,%)

区分 月	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	調定額	納税義務者数	調定額	納税義務者数	調定額	納税義務者数	調定額	納税義務者数	調定額	納税義務者数
4	67,563	262	86,735	339	92,010	287	122,724	339	108,794	285
5	116,674	502	157,403	588	146,908	512	90,448	443	95,771	311
6	52,309	149	47,025	205	60,319	215	147,352	304	220,339	518
7	86,408	231	83,061	235	94,553	224	95,620	264	129,921	251
8	98,387	278	85,554	260	95,447	274	94,049	274	139,290	325
9	50,920	136	46,163	157	31,706	161	83,525	185	56,533	163
10	44,918	156	52,044	159	46,793	142	80,078	147	42,377	208
11	28,834	172	47,092	168	32,396	153	72,697	172	48,335	181
12	45,106	136	37,447	159	27,912	119	49,872	154	34,414	180
1	65,322	174	55,225	140	36,184	128	44,449	203	—	—
2	38,586	181	35,075	142	32,949	160	55,229	189	—	—
3	39,087	141	59,808	137	41,516	130	50,032	141	—	—
合計	734,114	2,518	792,632	2,689	738,693	2,505	986,075	2,815	875,774	2,422
前年比	98.9	100.9	108.0	106.8	93.2	93.2	133.5	112.4	104.7	106.1

※令和6年度は、12月末時点による。

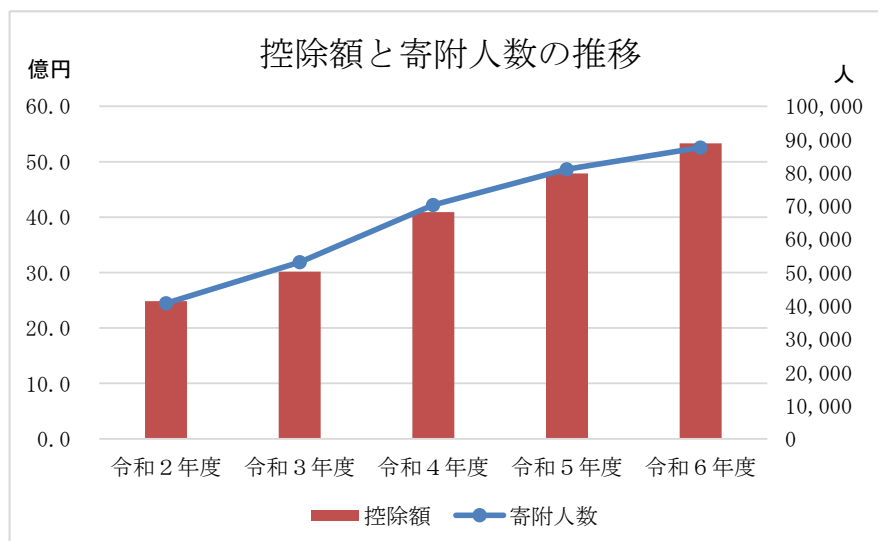
※令和6年度の前年比は、前年同月時点との比較による。

(8) ふるさと納税による調定額への影響（寄附金税額控除額）

都道府県、市区町村への寄附（ふるさと納税）を行うと、寄附した金額に応じて住民税から寄附金税額控除を受けることができます。この寄附金税額控除は、住民税の流出であり、令和6年度は53.3億円となりました。

(単位:人,千円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ふるさと納税額 (特別区民税)	寄附人数	40,782	53,102	70,319	81,058	87,616
	控除額	2,484,737	3,016,008	4,091,027	4,786,413	5,329,452



8 軽自動車税

(1) 軽自動車税（環境性能割）調定（現年課税分）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数（件）	721	726	652
金額（千円）	13,823	16,693	15,427

(2) 軽自動車税（種別割）調定・収入（現年課税分）

（単位：件、千円、％）

種別	区分	令和3年度					令和4年度				
		調定		収入		収入歩合	調定		収入		収入歩合
		件数	金額	件数	金額		件数	金額	件数	金額	
原動機付自転車	50CC以下	7,080	14,160	6,527	13,054	92.19	6,792	13,584	6,197	12,394	91.24
	90CC以下	863	1,726	814	1,628	94.32	858	1,716	801	1,602	93.36
	125CC以下	4,979	11,950	4,807	11,537	96.54	5,106	12,254	4,895	11,747	95.86
	ミニカー	366	1,354	347	1,284	94.83	369	1,365	345	1,277	93.55
	小計	13,288	29,190	12,495	27,503	94.22	13,125	28,919	12,238	27,020	93.43
軽自動車	二輪	5,222	18,799	4,891	17,607	93.66	5,276	18,994	4,953	17,831	93.88
	三輪	1	3	1	3	100.00	1	3	1	3	100.00
	四輪乗用	8,482	84,712	8,398	83,752	98.87	8,617	89,257	8,539	88,371	99.01
	四輪貨物用	6,207	29,312	6,136	28,970	98.83	6,237	29,864	6,164	29,499	98.78
	雪上車	0	0	0	0	-	0	0	0	0	-
	小計	19,912	132,826	19,426	130,332	98.12	20,131	138,118	19,657	135,704	98.25
小型特殊自動車	農耕作業用	16	38	16	38	100.00	17	41	17	41	100.00
	特殊作業用	86	507	85	502	99.01	85	502	84	495	98.61
二輪の小型自動車		4,987	29,922	4,835	29,010	96.95	5,165	30,990	5,021	30,126	97.21
合計		38,289	192,483	36,857	187,385	97.35	38,523	198,570	37,017	193,386	97.39

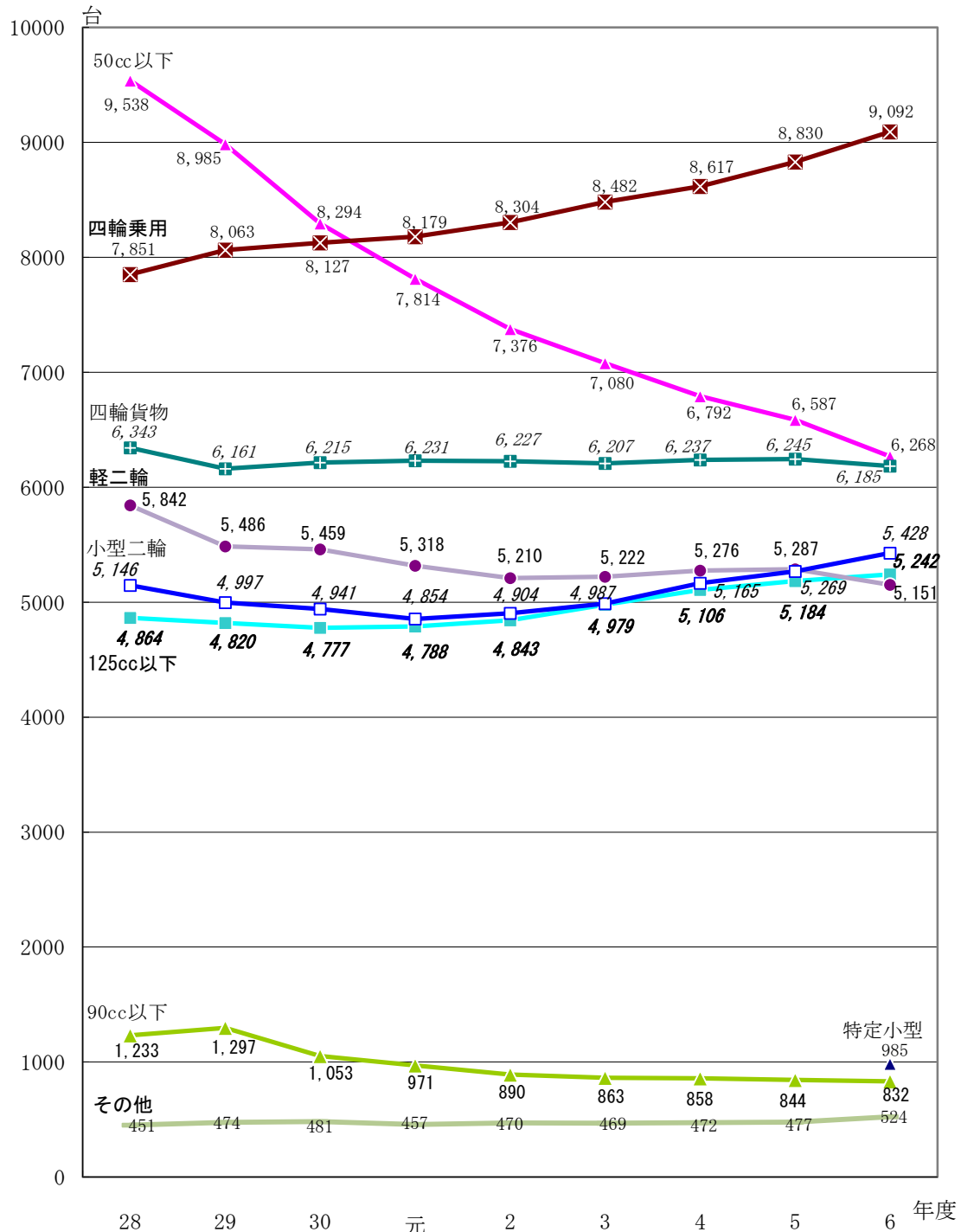
種別	区分	令和5年度					令和6年度	
		調定		収入		収入歩合	調定	
		件数	金額	件数	金額		件数	金額
原動機付自転車	特定小型	-	-	-	-	-	985	1,970
	50CC以下	6,587	13,174	6,007	12,010	91.16	6,268	12,536
	90CC以下	844	1,688	800	1,600	94.79	832	1,664
	125CC以下	5,184	12,442	5,017	12,041	96.78	5,242	12,581
	ミニカー	381	1,410	359	1,328	94.18	428	1,584
	小計	12,996	28,714	12,183	26,979	93.96	13,755	30,335
軽自動車	二輪	5,287	19,033	4,997	17,990	94.52	5,151	18,544
	三輪	0	0	0	0	-	1	3
	四輪乗用	8,830	92,061	8,757	91,211	99.08	9,092	96,000
	四輪貨物用	6,245	30,152	6,165	29,765	98.72	6,185	30,148
	雪上車	0	0	0	0	-	0	0
	小計	20,362	141,246	19,919	138,966	98.39	20,429	144,695
小型特殊自動車	農耕作業用	15	36	15	36	100.00	16	38
	特殊作業用	81	478	80	472	98.74	79	466
二輪の小型自動車		5,269	31,614	5,126	30,758	97.29	5,428	32,568
合計		38,723	202,088	37,323	197,211	97.59	39,707	208,102



※令和6年度は、7月1日現在の数値。

※「特定小型原動機付自転車」は、令和6年度に新設された種別。

(3) 車種別にみる軽自動車税（種別割）賦課台数の推移



9 特別区たばこ税

(1) 月別売渡本数

(単位:千本, %)

区分 売渡月	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	売渡本数	前年比	売渡本数	前年比	売渡本数	前年比	売渡本数	前年比	売渡本数	前年比
3月分	39,575	100.9	40,346	101.9	41,992	104.1	41,100	97.9	38,808	92.4
4月分	38,713	97.0	40,387	104.3	39,555	97.9	40,381	102.1	38,212	96.6
5月分	40,602	100.9	39,067	96.2	38,589	98.8	41,521	107.6	39,380	102.0
6月分	41,304	104.4	40,481	98.0	39,785	98.3	40,693	102.3	38,243	96.1
7月分	39,728	96.4	41,916	105.5	40,045	95.5	40,510	101.2	39,559	98.8
8月分	39,566	94.2	39,273	99.3	39,641	100.9	42,549	107.3	42,395	106.9
9月分	54,239	125.0	54,107	99.8	41,249	76.2	40,721	98.7	37,029	89.8
10月分	31,044	82.9	29,783	95.9	40,821	137.1	40,577	99.4	41,900	102.6
11月分	32,943	87.1	36,962	112.2	39,874	107.9	39,613	99.3	38,906	97.6
12月分	42,423	106.4	38,967	91.9	43,122	110.7	40,645	94.3	-	-
1月分	37,730	105.4	35,574	94.3	36,277	102.0	37,361	103.0	-	-
2月分	36,124	95.1	34,754	96.2	36,072	103.8	37,675	104.4	-	-
小計	473,991	99.9	471,617	99.5	477,022	101.1	483,346	101.3	354,432	96.4
内、旧3級品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
過年度分	0	-	0	-	65	-	0	-	0	-
滞納繰越分	0	-	0	-	4	-	4	-	4	-
手持品分	22,589	-	23,954	-	0	-	0	-	0	-
合計	496,580	104.6	495,571	99.8	477,092	96.3	483,350	101.3	354,436	96.4

※令和6年度は、11月売渡分までによる。
 ※令和6年度の前年比は、前年同月時点との比較による。

(2) 月別調定額

(単位:千円,%)

区分 売渡月	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	調定額		調定額		調定額		調定額		調定額	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
3月分	225,262	101.7	247,000	109.7	275,134	111.4	269,290	97.9	254,271	94.4
4月分	220,354	97.8	247,246	112.2	259,165	104.8	264,579	102.1	250,367	94.6
5月分	231,104	101.7	239,168	103.5	252,836	105.7	272,043	107.6	258,018	94.8
6月分	235,103	105.2	247,826	105.4	260,674	105.2	266,624	102.3	250,569	94.0
7月分	226,132	97.2	256,610	113.5	262,379	102.2	265,419	101.2	259,189	97.7
8月分	225,209	95.0	240,430	106.8	259,726	108.0	278,778	107.3	277,770	99.6
9月分	308,729	125.7	331,244	107.3	270,261	81.6	266,802	98.7	242,614	90.9
10月分	190,059	89.2	195,149	102.7	267,458	137.1	265,862	99.4	274,528	103.3
11月分	201,677	93.6	242,171	120.1	261,253	107.9	259,542	99.3	254,912	98.2
12月分	259,716	114.4	255,310	98.3	282,534	110.7	266,303	94.3	-	-
1月分	230,982	113.4	233,080	100.9	237,686	102.0	244,790	103.0	-	-
2月分	221,150	102.3	227,710	103.0	236,345	103.8	246,849	104.4	-	-
小計	2,775,477	103.3	2,962,944	106.8	3,125,451	105.5	3,166,881	101.3	2,322,238	96.4
内、旧3級品	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
過年度分	0	-	0	-	28	-	0	-	0	-
滞納繰越分	0	-	0	-	24	-	24	-	24	-
手持品分	9,713	-	10,300	-	0	-	0	-	0	-
合計	2,785,190	103.6	2,973,244	106.8	3,125,503	105.1	3,166,905	101.3	2,322,262	96.4

※令和6年度は、11月売渡分までによる。
 ※令和6年度の前年比は、前年同月時点との比較による。

【税率】	旧3級品の 紙巻たばこ	一般の 製造たばこ
○平成29年4月売渡分から平成30年3月売渡分まで	3,355 円/千本	5,262 円/千本
○平成30年4月売渡分から平成30年9月売渡分まで	4,000 円/千本	5,262 円/千本
○平成30年10月売渡分から令和元年9月売渡分まで	4,000 円/千本	5,692 円/千本
○令和元年10月売渡分から令和2年9月売渡分まで		5,692 円/千本
○令和2年10月売渡分から令和3年9月売渡分まで		6,122 円/千本
○令和3年10月売渡分から		6,552 円/千本

(3) 調定額の比較（現年度分）

(単位:千円, %)

区分 区名	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	調定額	前年比	調定額	前年比	調定額	前年比	調定額	前年比	調定額	前年比
千代田	3,760,515	101.31	2,533,267	67.36	2,620,399	103.44	2,998,535	114.43	3,934,860	131.23
中央	2,771,436	94.18	2,076,582	74.93	2,266,662	109.15	2,419,828	106.76	2,619,869	108.27
港	6,039,443	105.71	4,517,512	74.80	4,924,332	109.01	5,121,032	103.99	5,300,888	103.51
新宿	5,099,930	86.29	4,320,462	84.72	5,117,417	118.45	5,883,192	114.96	6,294,119	106.98
文京	1,021,326	97.24	936,392	91.68	998,926	106.68	1,060,827	106.20	1,083,047	102.09
台東	3,318,780	92.66	2,683,012	80.84	2,802,488	104.45	2,957,283	105.52	3,268,243	110.52
墨田	2,100,601	101.00	2,003,006	95.35	2,125,644	106.12	2,297,131	108.07	2,344,907	102.08
江東	3,865,766	105.37	3,600,979	93.15	3,816,097	105.97	4,043,996	105.97	4,077,404	100.83
品川	3,363,034	103.49	3,057,586	90.92	3,295,399	107.78	3,560,843	108.05	3,405,924	95.65
目黒	1,817,194	96.59	1,582,890	87.11	1,668,261	105.39	1,790,706	107.34	1,874,537	104.68
大田	4,835,229	100.48	4,654,270	96.26	4,867,935	104.59	5,108,049	104.93	5,186,348	101.53
世田谷	4,177,442	100.56	4,139,699	99.10	4,364,109	105.42	4,618,780	105.84	4,677,406	101.27
渋谷	3,225,762	97.90	2,549,744	79.04	2,784,900	109.22	3,023,585	108.57	3,217,973	106.43
中野	1,903,999	101.11	1,904,398	100.02	1,985,205	104.24	2,080,628	104.81	2,121,955	101.99
杉並	2,688,442	100.85	2,785,190	103.60	2,973,244	106.75	3,125,451	105.12	3,166,881	101.33
豊島	3,086,765	98.54	2,654,145	85.98	2,867,386	108.03	3,210,933	111.98	3,156,376	98.30
北	2,100,609	99.28	2,046,725	97.43	2,163,037	105.68	2,351,755	108.72	2,473,553	105.18
荒川	1,441,281	96.30	1,390,348	96.47	1,616,023	116.23	1,623,617	100.47	1,564,558	96.36
板橋	3,459,892	101.01	3,476,198	100.47	3,678,458	105.82	3,840,533	104.41	3,910,212	101.81
練馬	3,391,004	100.51	3,500,270	103.22	3,673,492	104.95	3,823,006	104.07	3,819,499	99.91
足立	4,975,952	99.77	5,018,040	100.85	5,358,987	106.79	5,626,406	104.99	5,609,765	99.70
葛飾	3,074,250	100.87	2,981,106	96.97	3,144,810	105.49	3,322,053	105.64	3,433,979	103.37
江戸川	4,700,772	102.53	4,717,656	100.36	5,023,551	106.48	5,269,460	104.90	5,324,216	101.04
計	76,219,424	99.29	69,129,477	90.70	74,136,762	107.24	79,157,629	106.77	81,866,519	103.42

資料：「特別区税に関する参考資料」東京都総務局行政部区政課

10 課税最低限

(1) 所得税・住民税の課税最低限の推移（給与所得者）

(単位:千円)

所得税		30年分	元年分	2年分	3年分	4年分	5年分
住民税		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
単身	所得税の課税最低限	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211
	住民税	均等割の非課税限度額	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
		所得割の非課税限度額	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
		所得割の課税最低限	1,152	1,152	1,152	1,152	1,152
夫婦	所得税の課税最低限	1,688	1,688	1,688	1,688	1,688	1,688
	住民税	均等割の非課税限度額	1,560	1,560	1,560	1,560	1,560
		所得割の非課税限度額	1,703	1,703	1,703	1,703	1,703
		所得割の課税最低限	1,541	1,541	1,541	1,541	1,541
夫婦子一人	所得税の課税最低限	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
	〃 内特定扶養一人含んだ場合	2,854	2,854	2,854	2,854	2,854	2,854
	住民税	均等割の非課税限度額	2,059	2,059	2,059	2,059	2,059
		所得割の非課税限度額	2,215	2,215	2,215	2,215	2,215
		所得割の課税最低限	2,127	2,127	2,127	2,127	2,127
		〃 内特定扶養一人含んだ場合	2,345	2,345	2,345	2,345	2,345
夫婦子二人	所得税の課税最低限	3,090	3,090	3,090	3,090	3,090	3,090
	〃 内特定扶養一人含んだ場合	3,545	3,545	3,545	3,545	3,545	3,545
	住民税	均等割の非課税限度額	2,559	2,559	2,559	2,559	2,559
		所得割の非課税限度額	2,715	2,715	2,715	2,715	2,715
		所得割の課税最低限	2,727	2,727	2,727	2,727	2,727
		〃 内特定扶養一人含んだ場合	2,945	2,945	2,945	2,945	2,945

(2) 住民税の課税最低限の内訳

夫婦子二人の場合（控除対象扶養親族。内、一人は特定扶養親族に該当）

給与所得控除	社会保険料控除	基礎控除	配偶者控除	特定扶養控除	扶養控除
963千円	442千円	430千円	330千円	450千円	330千円
(※1)	(※2)				
給与収入 2,945千円					

(※1) 給与所得控除

$$\begin{array}{rcl} \text{給与収入} & \text{割合} & \\ 2,945\text{千円} & \times 30\% & \\ + & \text{加算額} & \\ & 80\text{千円} & \\ = & & 963\text{千円} \end{array}$$

(※2) 社会保険料控除

$$\begin{array}{rcl} \text{給与収入} & \text{割合} & \\ 2,945\text{千円} & \times 15\% & \\ = & & 442\text{千円} \end{array}$$

社会保険料控除のモデル計算式は平成27年に改訂された。（給与収入の10%→15%）

資料：財務省ホームページ資料、総務省ホームページ資料等

11 減免状況

(1) 特別区民税・都民税

年度	区分 事由	全 額 免 除			一 部 減 額		
		対象となる税額	減 免 額	件数	対象となる税額	減 免 額	件数
令和元年度	生活保護	3,396,300	3,396,300	80	0	0	0
	災害	72,100	72,100	3	0	0	0
	生活困難	0	0	0	0	0	0
	疾病障害	0	0	0	0	0	0
	その他	11,500	11,500	1	0	0	0
	計	3,479,900	3,479,900	84	0	0	0
令和2年度	生活保護	3,643,700	3,643,700	85	0	0	0
	災害	43,000	43,000	1	0	0	0
	生活困難	0	0	0	0	0	0
	疾病障害	0	0	0	0	0	0
	その他	12,000	12,000	1	0	0	0
	計	3,698,700	3,698,700	87	0	0	0
令和3年度	生活保護	3,784,200	3,784,200	88	0	0	0
	災害	0	0	0	0	0	0
	生活困難	0	0	0	0	0	0
	疾病障害	0	0	0	0	0	0
	その他	13,000	13,000	1	0	0	0
	計	3,797,200	3,797,200	89	0	0	0
令和4年度	生活保護	4,693,700	4,693,700	114	0	0	0
	災害	21,600	21,600	1	0	0	0
	生活困難	0	0	0	0	0	0
	疾病障害	0	0	0	0	0	0
	その他	13,000	13,000	1	0	0	0
	計	4,728,300	4,728,300	116	0	0	0
令和5年度	生活保護	5,943,200	5,943,200	130	0	0	0
	災害	79,000	79,000	2	841,400	512,900	5
	生活困難	0	0	0	0	0	0
	疾病障害	0	0	0	0	0	0
	その他	12,500	12,500	1	0	0	0
	計	6,034,700	6,034,700	133	841,400	512,900	5

(2) 軽自動車税（種別割）

年度	区分	原 動 機 付 自 転 車					軽 自 動 車				
		50CC 以下	90CC 以下	125CC 以下	ミニカー	小計	二輪	三輪	四輪 乗用	四輪 貨物用	雪上車
元	金 額	26,000	0	9,600	0	35,600	14,400	0	1,743,400	152,400	0
	台 数	13	0	4	0	17	4	0	188	32	0
2	金 額	28,000	0	7,200	0	35,200	10,800	0	1,876,300	179,600	0
	台 数	14	0	3	0	17	3	0	198	38	0
3	金 額	30,000	0	19,200	0	49,200	14,400	0	2,082,300	154,300	0
	台 数	15	0	8	0	23	4	0	214	32	0
4	金 額	28,000	0	12,000	0	40,000	10,800	0	2,148,300	155,800	0
	台 数	14	0	5	0	19	3	0	212	32	0
5	金 額	24,000	0	9,600	0	33,600	7,200	0	2,229,900	167,300	0
	台 数	12	0	4	0	16	2	0	217	34	0

(単位:円, 件, %)

合 計			減免率	棄却件数	却下件数
対象となる税額	減 免 額	件数			
3,396,300	3,396,300	80	100.00	0	0
72,100	72,100	3	100.00	0	0
0	0	0	0.00	0	0
0	0	0	0.00	0	0
11,500	11,500	1	100.00	0	0
3,479,900	3,479,900	84	100.00	0	0
3,643,700	3,643,700	85	100.00	0	1
43,000	43,000	1	100.00	0	0
0	0	0	0.00	0	0
0	0	0	0.00	0	0
12,000	12,000	1	100.00	0	0
3,698,700	3,698,700	87	100.00	0	1
3,784,200	3,784,200	88	100.00	0	0
0	0	0	0.00	0	0
0	0	0	0.00	0	0
0	0	0	0.00	0	0
13,000	13,000	1	100.00	0	0
3,797,200	3,797,200	89	100.00	0	0
4,693,700	4,693,700	114	100.00	0	0
21,600	21,600	1	100.00	0	0
0	0	0	0.00	0	0
0	0	0	0.00	0	0
13,000	13,000	1	100.00	0	0
4,728,300	4,728,300	116	100.00	0	0
5,943,200	5,943,200	130	100.00	0	0
920,400	591,900	7	64.31	0	0
0	0	0	0.00	0	0
0	0	0	0.00	0	0
12,500	12,500	1	100.00	0	0
6,876,100	6,547,600	138	95.22	0	0

(単位:円, 台)

小計	小型特殊 自動車		二輪の 小型 自動車	合計
	農耕 作業用	特殊 作業用		
1,910,200	0	0	36,000	1,981,800
224	0	0	6	247
2,066,700	0	0	42,000	2,143,900
239	0	0	7	263
2,251,000	0	0	36,000	2,336,200
250	0	0	6	279
2,314,900	0	0	36,000	2,390,900
247	0	0	6	272
2,404,400	0	0	36,000	2,474,000
253	0	0	6	275

12 税証明書発行状況

(1) 税証明書発行件数部門別集計表

令和5年度

区分	特別区民税・都民税					
	納税証明		課税証明		非課税証明	
	有料	無料	有料	無料	有料	無料
井草区民事務所	276	206	1,323	11	973	90
西荻区民事務所	249	333	1,249	9	1,037	174
高円寺区民事務所	129	144	662	5	653	120
高井戸区民事務所	457	168	2,272	31	2,409	177
永福和泉区民事務所	418	202	1,636	9	1,085	196
荻窪区民事務所	878	455	2,516	11	1,835	227
区民事務所 計	2,407	1,508	9,658	76	7,992	984
区役所区民課	1,295	744	3,988	17	1,857	312
課税課	4,043	723	8,431	14	6,852	357
合 計	7,745	2,975	22,077	107	16,701	1,653

(単位:件,%)

コンビニ	軽自動車税 種別割		合 計			
	納税証明		有料	無料	計	構成比
有料	有料	無料	有料	無料	計	構成比
—	8	163	2,580	470	3,050	3.9
—	3	39	2,538	555	3,093	4.0
—	2	60	1,446	329	1,775	2.3
—	1	51	5,139	427	5,566	7.1
—	6	98	3,145	505	3,650	4.7
—	4	43	5,233	736	5,969	7.6
—	24	454	20,081	3,022	23,103	29.6
25,995	2	7	33,137	1,080	34,217	43.8
1	22	400	19,349	1,494	20,843	26.7
25,996	48	861	72,567	5,596	78,163	100.0



13 収納関係

(1) 滞納整理を取り巻く背景

令和5年度は、ロシアによるウクライナ侵略の収束に兆しが見えない中、新たにパレスチナ・イスラエル戦争が勃発しました。日本経済はこうした影響もあり、依然として物価高騰が続く、区民生活や中小事業者の経営に大きな影響を及ぼしています。

区の基幹的収入である特別区税は、特別区民税が納税義務者一人当たりの税負担額の増や徴税努力により増収となったことから、令和5年度決算は前年度比21億4955万円(3.2%)増の683億6384万円余となりました。また、特別区税の収納率は、97.27%(対前年度比0.16ポイント)で、このうち特別区民税は、現年課税分98.94%(対前年度0.17ポイント)、滞納繰越分35.02%(対前年度1.24ポイント)となりました。

(2) 特別区民税の徴収及び滞納整理の取組

①滞納繰越分の滞納整理

担税力があるにもかかわらず納税しない滞納者に対して、勤務先調査や財産調査等を行い、預金・給与・動産等の差押や執行停止を行うなど、早期解決に向けた滞納整理に努めました。

②Web口座振替受付サービスの開始

令和6年1月からパソコンやスマートフォン等を活用し、いつでもどこでも短時間で簡単に申請できるサービスを導入しました。

③納税意識の普及啓発

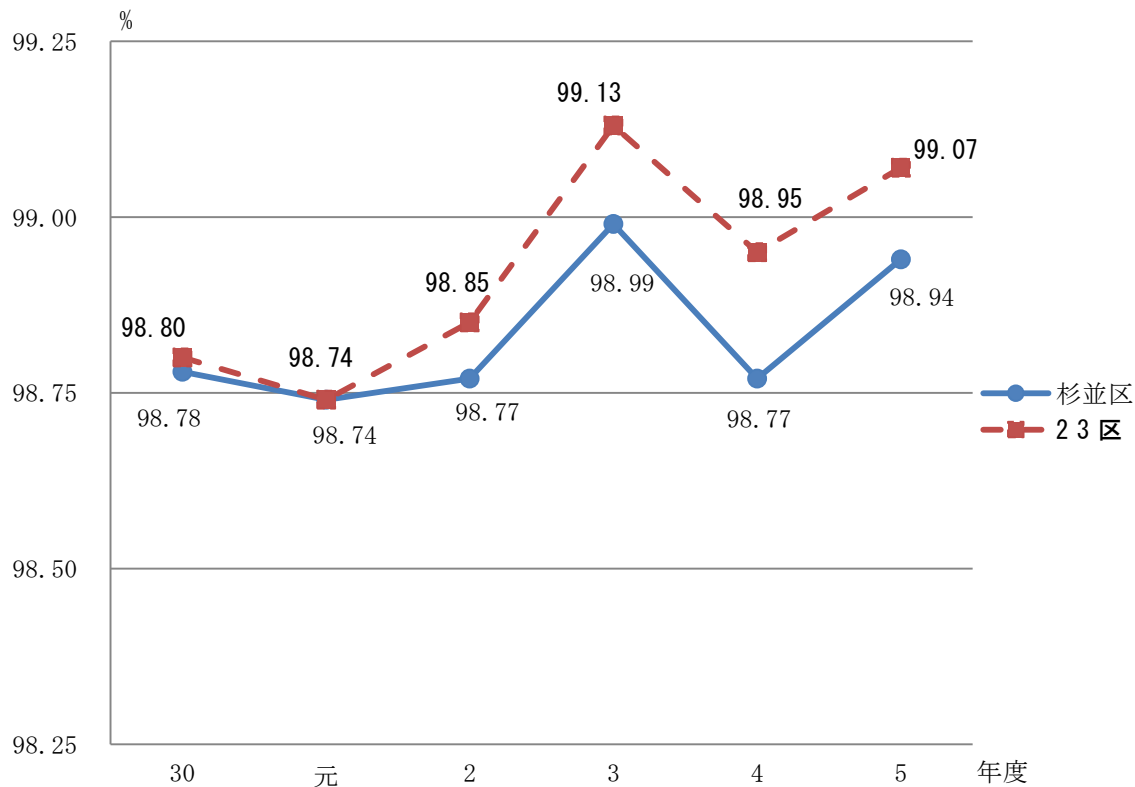
区内の公立・私立中学3年生に「わたしたちの区税」(中学生版)を配付し、区税への理解を深めてもらうとともに納税貯蓄組合連合会が行う中学生の税についての作文募集において、区長賞と教育長の表彰を行いました。

三税(区役所・都税事務所・税務署)と杉並・荻窪両税務署管内の税務関係民間団体が協力して、納税者の皆様に納期内納税や口座振替を勧奨する「第16回杉並納税街頭キャンペーン」は、令和6年11月11日に開催しました。

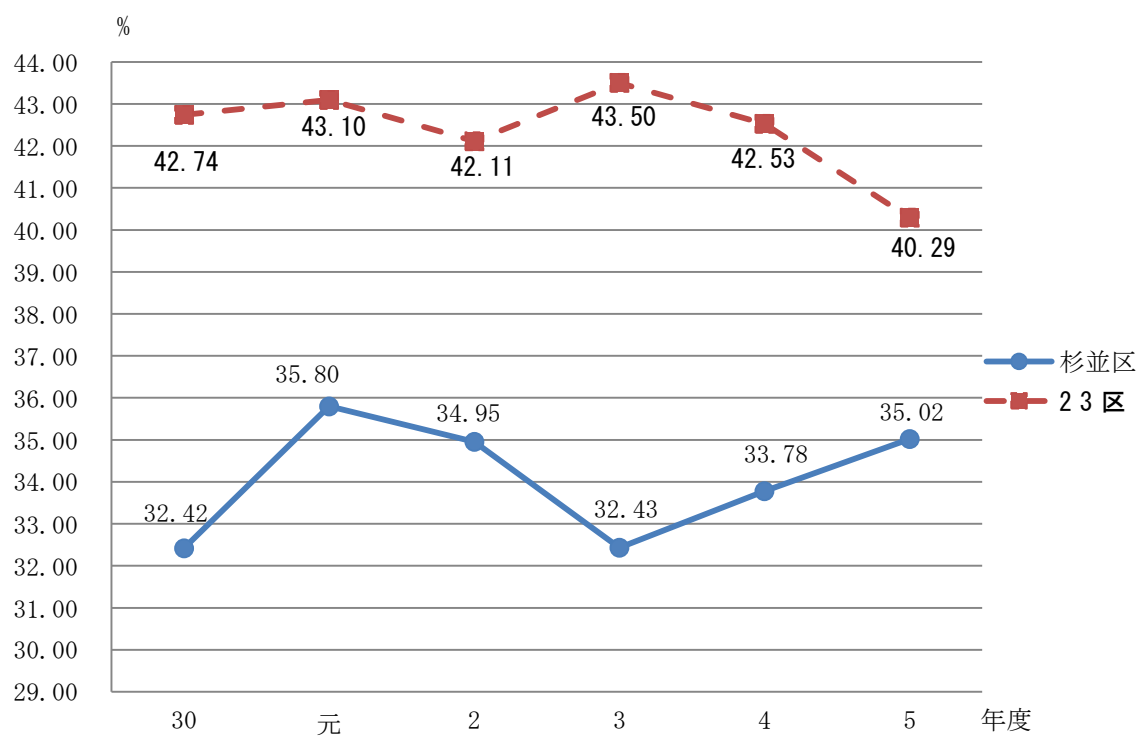
また、毎年11月11日から17日までの「税を考える週間」に合わせて、中学生の税についての作文・標語・絵ハガキの入賞作品の展示及び関係民間団体の活動などをパネルや関係物品を交えて紹介する「税のパネル展」を区役所1階ロビーで開催しました。

(3) 特別区民税収納率の推移

① 現年課税分（過年度分を含む）



② 滞納繰越分



資料：「特別区税に関する参考資料」東京都総務局行政部区政課

(4) 特別区民税収納実績調

年度	区分		調定額 A	収入済額 B	B/A	還付未済額 C
	徴収方法別					
令和3年度	現年課税分	現年度分				
		普通徴収	16,759,599,536	16,203,889,371	96.68	7,178,074
		特別徴収	47,120,442,835	47,089,349,846	99.93	10,553,232
		計	63,880,042,371	63,293,239,217	99.08	17,731,306
		過年度分	384,469,800	324,541,928	84.41	412,113
		小計	64,264,512,171	63,617,781,145	98.99	18,143,419
		滞納繰越分	1,845,352,467	598,520,997	32.43	520,874
	合計	66,109,864,638	64,216,302,142	97.14	18,664,293	
令和4年度	現年課税分	現年度分				
		普通徴収	18,269,039,070	17,592,779,654	96.30	7,176,678
		特別徴収	47,689,224,598	47,649,424,419	99.92	8,720,059
		計	65,958,263,668	65,242,204,073	98.91	15,896,737
		過年度分	479,496,240	381,184,988	79.50	730,599
		小計	66,437,759,908	65,623,389,061	98.77	16,627,336
		滞納繰越分	1,749,122,157	590,901,866	33.78	344,806
	合計	68,186,882,065	66,214,290,927	97.11	16,972,142	
令和5年度	現年課税分	現年度分				
		普通徴収	18,607,675,150	17,979,042,009	96.62	7,332,216
		特別徴収	49,417,973,572	49,363,736,945	99.89	9,988,044
		計	68,025,648,722	67,342,778,954	99.00	17,320,260
		過年度分	425,252,700	379,788,038	89.31	129,437
		小計	68,450,901,422	67,722,566,992	98.94	17,449,697
		滞納繰越分	1,831,325,477	641,278,838	35.02	1,072,210
	合計	70,282,226,899	68,363,845,830	97.27	18,521,907	

(単位:円, %)

差引収入額 D (B - C)	D / A	不納欠損額 E	収入未済額 F (A - D - E)	年度
16,196,711,297	96.64	10,313,515	552,574,724	令和3年度
47,078,796,614	99.91	124,616	41,521,605	
63,275,507,911	99.05	10,438,131	594,096,329	
324,129,815	84.31	381,537	59,958,448	
63,599,637,726	98.97	10,819,668	654,054,777	
598,000,123	32.41	151,198,252	1,096,154,092	
64,197,637,849	97.11	162,017,920	1,750,208,869	
17,585,602,976	96.26	6,867,838	676,568,256	令和4年度
47,640,704,360	99.90	95,259	48,424,979	
65,226,307,336	98.89	6,963,097	724,993,235	
380,454,389	79.34	392,769	98,649,082	
65,606,761,725	98.75	7,355,866	823,642,317	
590,557,060	33.76	142,268,581	1,016,296,516	
66,197,318,785	97.08	149,624,447	1,839,938,833	
17,971,709,793	96.58	6,388,550	629,576,807	令和5年度
49,353,748,901	99.87	211,423	64,013,248	
67,325,458,694	98.97	6,599,973	693,590,055	
379,658,601	89.28	707,418	44,886,681	
67,705,117,295	98.91	7,307,391	738,476,736	
640,206,628	34.96	143,295,137	1,047,823,712	
68,345,323,923	97.24	150,602,528	1,786,300,448	

(5) 特別区民税・都民税（普通徴収）口座振替者数の推移

(単位:人,%)

年 度	納税義務者 (A)	口座振替による 納付者 (B)	B/A
令和4年度	95,211	29,804	31.3
令和5年度	95,272	29,276	30.7

(6) 収納方法別納付状況

①特別区民税・都民税（普通徴収・現年課税分）

(単位:千円,%,件)

年度		納付方法	コンビニ	電子収納	口座振替	その他収納	合 計
令和4年度		金額	5,420,745	2,783,060	11,801,732	9,922,472	29,928,009
		金額に対する構成比	18.1	9.3	39.4	33.2	100.0
		件数	166,740	33,301	101,901	83,499	385,441
		件数に対する構成比	43.3	8.6	26.4	21.7	100.0
令和5年度		金額	4,854,070	3,579,037	12,149,763	9,993,422	30,576,292
		金額に対する構成比	15.9	11.7	39.7	32.7	100.0
		件数	153,465	56,641	101,283	76,230	387,619
		件数に対する構成比	39.6	14.6	26.1	19.7	100.0

※延滞金を除く。

※その他収納は、金融機関、区役所、区民事務所を含む。

②軽自動車税種別割（現年課税分）

(単位:千円,%,件)

年度		納付方法	コンビニ	電子収納	口座振替	その他収納	合 計
令和4年度		金額	131,979	13,841	-	47,823	193,643
		金額に対する構成比	68.2	7.2	-	24.7	100.0
		件数	25,873	2,648	-	8,555	37,076
		件数に対する構成比	69.8	7.1	-	23.1	100.0
令和5年度		金額	120,917	28,563	-	47,988	197,468
		金額に対する構成比	61.2	14.5	-	24.3	100.0
		件数	23,457	5,591	-	8,326	37,374
		件数に対する構成比	62.8	15.0	-	22.3	100.0

※延滞金を除く。

※その他収納は、金融機関、区役所、区民事務所を含む。

14 差押及び公売等（特別区民税・都民税）

（１）差押実績調

(単位:円,人,件)

年 度	区 分	不 動 産	債 権	そ の 他	計
令和3年度	税 額	2,573,176	312,267,421	254,000	315,094,597
	納税義務者数	6	1,101	1	1,108
	件 数	131	8,571	29	8,731
令和4年度	税 額	12,603,553	533,281,439	33,000	545,917,992
	納税義務者数	13	1,754	1	1,768
	件 数	145	14,400	12	14,557
令和5年度	税 額	70,894,563	594,394,485	306,350	665,595,398
	納税義務者数	27	1,943	1	1,971
	件 数	239	14,114	27	14,380

※納税義務者数は、特別徴収義務者数を含む。

※電話加入権の実績はない。

（２）インターネット公売調

(単位:点,円)

年 度	回	公売点数	落札価格総額	公売物品等
令和3年度	1回目	1	500	フィギュア
令和4年度	未実施※			※一般(動産)の公売は 2回実施している
令和5年度	未実施※			

※公売不調分を除く。

（３）搜索実績調

(単位:件,円)

令和3年度	0	0	※令和3年度は実績なし
令和4年度	0	0	※令和4年度は実績なし
令和5年度	1	1,251,000	

※滞納総額は搜索時点での本税相当額である。

(4) 滞納整理状況

年度	区分	調定額 A	納期内収入額 (※1)		滞納額 (A - B) C	滞納処分以外 の収入額 D
			B	B / A		
令和3年度	現年課税分	64,264,512	62,379,872	97.1	1,884,640	1,203,734
	滞納繰越分	1,845,353	-521	0.0	1,845,874	509,919
	合計	66,109,865	62,379,351	94.4	3,730,514	1,713,653
令和4年度	現年課税分	66,437,760	64,185,819	96.6	2,251,941	1,398,209
	滞納繰越分	1,749,122	-345	0.0	1,749,467	468,514
	合計	68,186,882	64,185,474	94.1	4,001,408	1,866,723
令和5年度	現年課税分	68,450,902	65,895,531	96.3	2,555,371	1,772,679
	滞納繰越分	1,831,325	-1,072	-0.1	1,832,397	510,048
	合計	70,282,227	65,894,459	93.8	4,387,768	2,282,727

資料：「特別区税に関する参考資料」東京都総務局行政部区政課

(※1) 納期内収入額は、督促状を発した日から起算して10日を経過した日（納期限後30日）までに収納された金額である。

(※2) 滞納処分による収入額は、公売、差押債権取立による収入金額、交付要求による配当金である。

(単位:千円,%)

左の滞納額 に対する収入額			不納欠損額		収入未済額 (C - F - G)	年度
滞納処分による 収入額 (※2)	計 (D + E)		G	G / C		
	E	F			F / C	H
16,032	1,219,766	64.7	10,820	0.6	654,054	令和3年度
88,602	598,521	32.4	151,198	8.2	1,096,155	
104,634	1,818,287	48.7	162,018	4.3	1,750,209	
22,734	1,420,943	63.1	7,356	0.3	823,642	令和4年度
122,388	590,902	33.8	142,269	8.1	1,016,296	
145,122	2,011,845	50.3	149,625	3.7	1,839,938	
36,907	1,809,586	70.8	7,308	0.3	738,477	令和5年度
131,231	641,279	35.0	143,295	7.8	1,047,823	
168,138	2,450,865	55.9	150,603	3.4	1,786,300	

15 杉並区納付センター

(1) 杉並区納付センターの概要

① 開設の目的

区の主要な財源である区税の安定的な収入確保をめざして、現年度課税分の徴収対策の充実及び滞納整理の早期着手と滞納処分の強化の方策の一つとして、電話による納付案内を平成20年10月から、訪問による納付案内を平成29年10月から民間事業者に委託しています。

納付センターの開設により、事業者のノウハウを生かした効果的・効率的な納付案内を行うとともに、区職員は、職員でなければならない納付相談や滞納処分などをより積極的に進めることが可能となり、区税の徴収率向上及び税負担の公平性を図ることができます。

② 人員体制

- ・業務責任者 1名
- ・オペレーター 5～7名のシフト運用
- ・訪問員 11名

③ 開設時間

曜 日	時 間	備 考
平日	午前 9 時～午後 5 時	祝日を除きます。
火曜	午前 9 時～午後 8 時	原則、平日火曜は午後 8 時まで延長しています。
土曜・日曜	午前 9 時～午後 5 時	土曜年間12回、日曜年間12回開設します。

④ 架電・訪問対象

架電及び訪問

特別区民税・都民税、国民健康保険料

架電

軽自動車税種別割、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料
奨学資金貸付金返還金、国民健康保険不当利得返還金

⑤ 主な業務内容

- ・納付案内業務
- ・口座振替案内業務
- ・制度などの案内業務
- ・納付書の発行業務
- ・英語、中国語対応業務

(2) 収納金額・投資効果

項 目		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
架電日数	全架電対象	日 262	日 262	日 234	日 258	日 257	
	内数	区民税（普徴・特徴）	262	262	234	258	239
		軽自動車税種別割	34	28	32	20	25
架電件数	全架電対象	人 156,494	人 125,807	人 136,961	人 140,189	人 158,915	
	内数	区民税（普徴・特徴）	53,080	45,513	50,370	52,500	60,060
		軽自動車税種別割	11,235	8,794	7,412	5,805	6,098
受電件数	全架電対象	人 8,283	人 7,907	人 7,955	人 8,658	人 12,841	
	内数	区民税（普徴・特徴）	3,208	3,647	11,469	4,499	7,789
		軽自動車税種別割	460	379	257	236	258
納付約束件数	全架電対象	人 14,258	人 12,412	人 12,133	人 12,801	人 15,954	
	内数	区民税（普徴・特徴）	4,961	5,171	5,507	5,848	6,462
		軽自動車税種別割	1,483	1,178	1,041	997	843
収納件数※	全架電対象	件 19,140	件 18,221	件 18,545	件 19,177	件 28,061	
	内数	区民税（普徴・特徴）	4,503	4,676	6,295	6,016	6,813
		軽自動車税種別割	3,282	2,951	3,049	2,205	2,253
業務委託費 A	全架電対象	千円 34,274	千円 36,783	千円 34,519	千円 37,587	千円 37,851	
	内数	区民税（普徴・特徴）	13,955	14,714	14,617	14,737	14,926
		軽自動車税種別割	2,511	2,653	2,574	2,640	2,632
収納額※ B	全架電対象	千円 327,577	千円 340,438	千円 408,736	千円 421,422	千円 538,431	
	内数	区民税（普徴・特徴）	196,271	218,985	261,358	254,088	301,127
		軽自動車税種別割	13,245	11,523	12,678	9,778	10,047
投資効果 B/A	全架電対象	倍 9.6	倍 9.4	倍 11.8	倍 11.2	倍 14.2	
	内数	区民税（普徴・特徴）	14.1	14.9	17.9	17.2	20.2
		軽自動車税種別割	5.3	4.3	4.9	3.7	3.8

※区民税は特別徴収と普通徴収を合算したものである。

※収納件数・収納額は、納付約束した滞納者が1か月以内に納付したものである。

16 特別区の状況

令和5年度

(1) 特別区徴収実績

区名	特別区民税			軽自動車税			特別区たばこ税		
	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合
千代田	20,852,961	20,409,573	97.87	36,201	34,882	96.36	3,935,990	3,934,860	99.97
中央	35,034,779	34,338,011	98.01	61,422	56,597	92.14	2,619,877	2,619,877	100.00
港	92,844,737	90,208,551	97.16	95,860	90,684	94.60	5,300,889	5,300,889	100.00
新宿	50,213,330	48,921,808	97.43	131,447	116,989	89.00	6,294,127	6,294,127	100.00
文京	39,127,810	38,699,001	98.90	62,347	61,876	99.24	1,083,047	1,083,047	100.00
台東	23,895,069	23,205,128	97.11	90,928	82,674	90.92	3,268,253	3,268,253	100.00
墨田	26,923,612	26,528,040	98.53	130,315	128,320	98.47	2,345,026	2,344,941	100.00
江東	58,237,667	57,487,909	98.71	224,584	220,022	97.97	4,077,404	4,077,404	100.00
品川	54,478,646	54,003,107	99.13	148,217	147,136	99.27	3,405,924	3,405,924	100.00
目黒	50,199,502	49,548,606	98.70	97,673	91,999	94.19	1,874,537	1,874,537	100.00
大田	76,849,364	75,969,074	98.85	383,880	375,984	97.94	5,186,519	5,186,519	100.00
世田谷	134,112,560	131,474,980	98.03	407,338	369,053	90.60	4,677,586	4,677,586	100.00
渋谷	63,355,362	61,658,074	97.32	94,910	89,037	93.81	3,217,979	3,217,973	100.00
中野	37,038,556	36,194,283	97.72	136,426	130,078	95.35	2,122,195	2,122,195	100.00
杉並	70,282,227	68,363,846	97.27	234,684	215,789	91.95	3,166,905	3,166,881	100.00
豊島	33,869,236	33,147,595	97.87	107,763	99,770	92.58	3,156,409	3,156,409	100.00
北	31,153,650	30,630,299	98.32	157,667	152,533	96.74	2,473,572	2,473,247	99.99
荒川	18,413,660	18,113,771	98.37	92,887	90,039	96.93	1,564,558	1,564,558	100.00
板橋	48,197,303	46,752,602	97.00	322,183	304,485	94.51	3,910,212	3,910,212	100.00
練馬	69,419,666	68,363,642	98.48	447,639	433,450	96.83	3,819,533	3,819,533	100.00
足立	50,164,730	48,632,895	96.95	636,095	582,868	91.63	5,609,765	5,609,765	100.00
葛飾	34,542,880	33,429,657	96.78	336,562	313,028	93.01	3,434,013	3,434,013	100.00
江戸川	54,116,250	53,591,625	99.03	463,931	461,015	99.37	5,324,216	5,324,216	100.00
計	1,173,323,557	1,149,672,077	97.98	4,900,959	4,648,308	94.84	81,868,536	81,866,966	100.00

資料：「特別区税に関する参考資料」東京都総務局行政部区政課

※鉦産税は、平成21年度以降課税実績がない。

※豊島区の合計は、調定額・収入額にそれぞれ法定外普通税（調定額286,500千円、収入額286,500千円）を加えている。

(単位:千円, %)

鉱産税			入湯税			合 計			区名
調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合	
0	0	-	7,633	7,633	100.00	24,832,785	24,386,948	98.20	千代田
0	0	-	18,916	18,916	100.00	37,734,994	37,033,401	98.14	中 央
0	0	-	3,819	3,819	100.00	98,245,305	95,603,943	97.31	港
0	0	-	62,831	62,831	100.00	56,701,735	55,395,755	97.70	新 宿
0	0	-	36,404	36,404	100.00	40,309,608	39,880,328	98.94	文 京
0	0	-	13,496	13,496	100.00	27,267,746	26,569,551	97.44	台 東
0	0	-	14,530	14,530	100.00	29,413,483	29,015,831	98.65	墨 田
0	0	-	92,905	92,905	100.00	62,632,560	61,878,240	98.80	江 東
0	0	-	0	0	0.00	58,032,787	57,556,167	99.18	品 川
0	0	-	0	0	0.00	52,171,712	51,515,142	98.74	目 黒
0	0	-	50,636	50,636	100.00	82,470,399	81,582,213	98.92	大 田
0	0	-	8,974	8,974	100.00	139,206,458	136,530,593	98.08	世田谷
0	0	-	0	0	0.00	66,668,251	64,965,084	97.45	渋 谷
0	0	-	0	0	0.00	39,297,177	38,446,556	97.84	中 野
0	0	-	20,597	20,597	100.00	73,704,413	71,767,113	97.37	杉 並
0	0	-	34,810	34,810	100.00	37,454,718	36,725,084	98.05	豊 島
0	0	-	0	0	0.00	33,784,889	33,256,079	98.43	北
0	0	-	0	0	0.00	20,071,105	19,768,368	98.49	荒 川
0	0	-	826	826	100.00	52,430,524	50,968,125	97.21	板 橋
0	0	-	39,765	39,765	100.00	73,726,603	72,656,390	98.55	練 馬
0	0	-	0	0	0.00	56,410,590	54,825,528	97.19	足 立
0	0	-	9,033	9,033	100.00	38,322,488	37,185,731	97.03	葛 飾
0	0	-	16,859	16,859	100.00	59,921,256	59,393,715	99.12	江戸川
0	0	-	432,034	432,034	100.00	1,260,811,586	1,236,905,885	98.10	計



(2) 特別区税負担額調 (現年度分)

区名	人 口	世 帯	特 別 区 税		
			調定額 (千円)	区民一人当たり	一世帯当たり
千代田	67,911	38,548	24,112,711	355,063	625,524
中 央	174,074	98,723	36,884,996	211,893	373,621
港	261,615	149,488	94,833,693	362,493	634,390
新 宿	346,279	223,207	55,091,823	159,097	246,819
文 京	229,653	126,436	39,793,404	173,276	314,732
台 東	207,479	128,550	26,483,397	127,644	206,016
墨 田	279,985	162,280	28,882,490	103,157	177,979
江 東	532,882	283,280	61,647,873	115,688	217,622
品 川	404,196	228,925	57,311,885	141,792	250,352
目 黒	278,635	157,952	51,178,214	183,675	324,011
大 田	728,425	401,856	81,326,590	111,647	202,377
世田谷	915,439	491,585	135,969,128	148,529	276,593
渋 谷	229,412	140,597	64,392,881	280,687	457,996
中 野	333,593	209,150	38,201,065	114,514	182,649
杉 並	570,786	325,953	71,430,470	125,144	219,143
豊 島	288,704	181,268	36,528,821	126,527	201,518
北	353,732	202,565	33,107,089	93,594	163,439
荒 川	216,814	119,134	19,691,036	90,820	165,285
板 橋	568,241	320,619	50,863,873	89,511	158,643
練 馬	738,914	385,142	72,490,089	98,104	188,217
足 立	690,114	365,583	54,792,076	79,396	149,876
葛 飾	464,175	243,962	37,105,732	79,939	152,096
江戸川	688,153	348,547	59,188,145	86,010	169,814
計	9,569,211	5,333,350	1,231,307,481	128,674	230,869

資料：「住民基本台帳による世帯と人口」東京都総務局統計部人口統計課
「特別区税に関する参考資料」東京都総務局行政部区政課

※特別区税調定額は、特別区民税・軽自動車税・特別区たばこ税・鉱産税・法定外普通税・入湯税の現年度分の合算額による。

※人口・世帯は、令和5年1月1日現在の住民基本台帳による。

(単位:人,世帯,円)

特 別 区 民 税			区名
調定額 (千円)	区民一人当たり	一世帯当たり	
20,135,382	296,497	522,346	千代田
34,188,859	196,404	346,311	中 央
89,440,272	341,877	598,311	港
48,616,110	140,396	217,807	新 宿
38,612,220	168,133	305,389	文 京
23,118,026	111,423	179,837	台 東
26,394,682	94,272	162,649	墨 田
57,257,223	107,448	202,122	江 東
53,759,744	133,004	234,836	品 川
49,211,311	176,616	311,559	目 黒
75,712,809	103,940	188,408	大 田
130,909,272	143,002	266,300	世田谷
61,085,087	266,268	434,469	澁 谷
35,950,516	107,768	171,889	中 野
68,025,649	119,179	208,698	杉 並
32,950,698	114,133	181,779	豊 島
30,481,451	86,171	150,477	北
18,035,868	83,186	151,391	荒 川
46,649,326	82,094	145,498	板 橋
68,195,054	92,291	177,065	練 馬
48,591,200	70,410	132,914	足 立
33,346,923	71,841	136,689	葛 飾
53,385,492	77,578	153,166	江戸川
1,144,053,174	119,556	214,509	計

(3) 周辺区における特別区税徴収実績

区名	年度	特別区民税			軽自動車税		
		調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合
杉並	3	66,109,865	64,216,302	97.14	227,275	204,904	90.16
	4	68,186,882	66,214,291	97.11	233,954	213,074	91.08
	5	70,282,227	68,363,846	97.27	234,684	215,789	91.95
中野	3	34,988,154	33,977,756	97.11	129,257	120,739	93.41
	4	36,889,405	35,946,915	97.45	134,598	125,995	93.61
	5	37,038,556	36,194,283	97.72	136,426	130,078	95.35
豊島	3	31,856,010	31,074,072	97.55	102,500	94,414	92.11
	4	32,966,847	32,255,705	97.84	104,990	96,914	92.31
	5	33,869,236	33,147,595	97.87	107,763	99,770	92.58
板橋	3	45,086,022	44,203,409	98.04	310,711	289,706	93.24
	4	46,589,194	45,816,039	98.34	318,651	298,663	93.73
	5	48,197,303	46,752,602	97.00	322,183	304,485	94.51
練馬	3	66,906,642	65,699,702	98.20	426,573	406,277	95.24
	4	68,250,192	67,226,939	98.50	439,067	423,019	96.35
	5	69,419,666	68,363,642	98.48	447,639	433,450	96.83
世田谷	3	126,748,819	124,048,902	97.87	394,051	353,709	89.76
	4	131,167,615	128,425,342	97.91	402,732	363,693	90.31
	5	134,112,560	131,474,980	98.03	407,338	369,053	90.60

資料：「特別区税に関する参考資料」東京都総務局行政部区政課

(単位:千円,%)

特別区たばこ税			合 計			区名
調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合	
2,973,244	2,973,220	100.00	69,310,384	67,394,426	97.24	杉並
3,125,503	3,125,479	100.00	71,546,339	69,552,844	97.21	
3,166,905	3,166,881	100.00	73,683,816	71,746,516	97.37	
1,985,205	1,985,205	100.00	37,102,616	36,083,700	97.25	中野
2,080,628	2,080,628	100.00	39,104,631	38,153,538	97.57	
2,122,195	2,122,195	100.00	39,297,177	38,446,556	97.84	
2,867,401	2,867,447	100.00	34,825,911	34,035,933	97.73	豊島
3,210,995	3,210,995	100.00	36,282,832	35,563,614	98.02	
3,156,409	3,156,409	100.00	37,133,408	36,403,774	98.04	
3,678,458	3,678,458	100.00	49,075,191	48,171,573	98.16	板橋
3,840,533	3,840,533	100.00	50,748,378	49,955,235	98.44	
3,910,212	3,910,212	100.00	52,429,698	50,967,299	97.21	
3,673,500	3,673,500	100.00	71,006,715	69,779,479	98.27	練馬
3,823,153	3,823,153	100.00	72,512,412	71,473,111	98.57	
3,819,533	3,819,533	100.00	73,686,838	72,616,625	98.55	
4,364,109	4,364,109	100.00	131,506,979	128,766,720	97.92	世田谷
4,618,780	4,618,780	100.00	136,189,127	133,407,815	97.96	
4,677,586	4,677,586	100.00	139,197,484	136,521,619	98.08	

税 務 概 要

令和6年度版

令和7年1月発行

編集・発行

杉並区区民生活部課税課・納税課

〒166-8570

杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

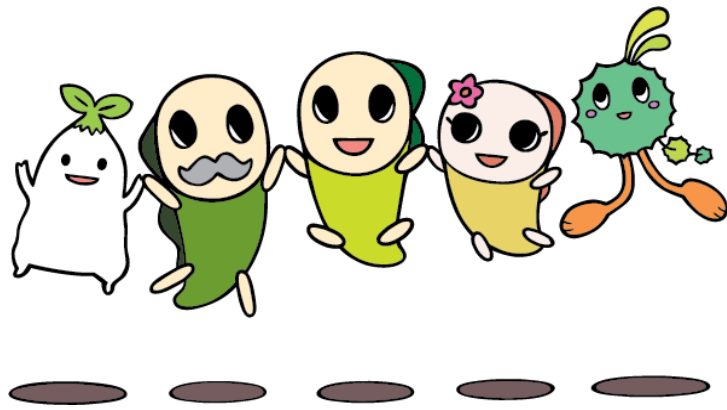
TEL (03) 3312-2111(代)

※杉並区のホームページでご覧になれます。

<https://www.city.suginami.tokyo.jp>

登録印刷物番号

06-0086



© SUGINAMI CITY